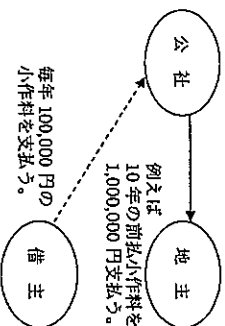


「重要な会計方針」の引当金 ①貸借事業推進積立金 ②用地価格変動等準備金 ③就農支援資金免除引当金の計上基準が異なっており、毎決算期に正しく計算されているとは認めがたい。

法人の「引当金の計上基準」は下記のとおりとなっている。

1. 貸借事業推進積立金 (653,970円)
農地保有合理化事業実施規程第16条第2項の規定に基づき、前払小作料の1%に相当する額を計上している。
2. 用地価格変動等準備金 (17,664,592円)
公社が買い入れた農地等が売却時において経済情勢等の変動により損失が発生したとき及び災害により損失が発生したとき、並びにその他公社運営上必要なときに補填する財源として計上している。
3. 就農支援資金免除引当金 (2,006,157円)
引当金の計上基準の記載はない。

1. 貸借事業推進積立金の概要は次のとおりである。



※借主の所得が20%減少したときは、借主は公社に対して減額請求してくるが、公社は地主には差額を請求できないため積立金を計上するのである。

貸借事業推進積立金は、後述の「農地保有合理化促進事業関係引当金等処理基準」の改正通知によれば、まず科目を「小作料減額引当金」とし、引当金の額は、小作料減額請求による損失に備えるため小作料債権額に過去の減額請求率を乗じることになるが、その場合公社では、ほとんどゼロとなるため計上の必要性がない。また、昭和58年11月1日制定の財団法人山梨県農業振興公社農地等貸借事業推進積立金運用規程も見直すべきである。

貸借事業が終了しているものについては、貸借期間中に積み立てられた積立金がそのまま残っている。また、当該積立金の対象となるべき貸借事業の一部で積立金を徴収していないものがあり、実態と147,429円乖離していた。平成19年度末の積立金の計上額は、653,970円であるが、計算ミスにより18,217円の計上漏れが認められ、実際は672,187円となる。

2. 用地価格変動等準備金は、寄付行為第18条を採用して運用中に余剰が生じたときに計上している。

しかし、後述の「農地保有合理化推進事業関係引当金等処理基準」の改正通知によれば、まず科目を「合理化事業用地損失引当金」とし、引当金の額は、農地保有合理化事業により保有する農地等の時価が取得価額(簿価)より下落したときに、回復する見込みがあると認められる場合を除き、取得価額と時価との差額を計上するものとする。

従って、現状の考え方を修正し、引当金を計上基準に従って計上すべきである。また、公社の平成6年4月1日に制定している「財団法人山梨県農業振興公社用地価格変動等準備金処分規程」の見直しもあわせて行う必要がある。合理化事業用地損失引当金は評価性引当金であるため、貸借対照表においては負債の部ではなく合理化事業用地(資産)の控除項目として表示する。

3. 就農支援資金免除引当金は、現状の就農支援資金貸付償還免除規程に基づく最終償還年度の償還金額の一部(10%以内)を免除することになっているため、引当金を計上しているものである。従って、今後計上するのであれば引当金の計上基準を明確にして現在過大となっている金額は取崩す必要がある。

4. 上記とは別に貸倒引当金の計上が現状ないので、貸倒引当金について計上を検討すべきである。

引当金の取り扱いについては、平成14年12月10日に(社)全国農地保有合理化協会会長名で、都道府県農業公社代表者宛に「農地保有合理化推進事業関係引当金等処理基準」の改正通知が発せられている。

改正内容の概要は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表に表示する引当金は、合理化事業用地損失引当金、貸倒引当金、小作料減額引当金とする。
- (2) 合理化事業用地損失引当金は、農地保有合理化事業により保有する農用地等の時価が取得価額(簿価)より下落したときに、回復する見込みがあると認められる場合を除き、取得価額と時価との差額を計上するものとする。
なお、時価の算定に当たっては、当分の間、倍率方式によるほか、既存の統計資料、調査資料等に基づき算定する簡易法を採用することができるものとする。

(財)山梨県農業振興公社

13- (4)

- (3) 貸倒引当金は、農地保有合理化事業その他の関係事業の実施により保有する債権額に過去の貸倒率を乗じて算定する方法、債権ごとに個別に貸倒の可能性及び金額を見積もり算定する方法又はこれらを組み合わせる方法により算定して得た金額を計上するものとする。
- (4) 小作料減額引当金は、農地保有合理化事業の実施の結果発生する小作料減額請求による損失に備えるため、同事業の実施により保有する小作料債権額に過去の減額請求率を乗じて得た額を計上するものとする。

- (5) 公社は、引当金を設定する場合、個別又は包括的引当金取扱要領を制定するか、又は経理規程等の中に規定を盛り込むことにより、すべての引当金についての取扱い方法を規定するものとする。

- (6) 改正後の引当基準を適用する時点において、過去に計上した引当金については、(2) から (4) により整理した後、なお残余がある場合は、正味財産に繰り入れられるものとする。

商業法人登記の登記簿謄本において、登記事項の「資産の総額」が登記簿上300万円と登記されているが、実際は664,283,067円である。従業員の登記変更時にあわせて、「資産の総額」の登記の修正を行うべきであったが、平成20年12月1日以降特例財団法人・特例社団法人については、「資産の総額」について除権抹消されることとなった。

- (1) 農用地4,702万円を購入した時には、本来土地が増えて預金が増えるだけであるが、公社ではさらに購入額について農地保有合理化事業費、農地保有合理化事業収益をそれぞれ4,702万円計上している。農地保有合理化事業で土地を購入しているため、事業活動量として分かるように計上しているため、会計上わかりづらくなっている。購入時の費用・収益の計上はやめるべきである。

- (2) 受託事業費の詳細な原価計算が行われていないので、詳細な原価計算を行う必要がある。

- (1) 一般会計正味財産増減計算書の用地売却収益(合理化事業収益)の項目の中で用地等原価4,702万円、合理化事業費の用地買入費4,702万円が表示されている。
これは農用地の売却の時、以下の仕訳を行っているため、当期に購入した農用地原価が再建計上されてしまう。

購入時

借方		貸方	
① 合理化事業費 (用地買入費)	×××××	預金	×××××
② 合理化用地	×××××	合理化事業収益 (用地等原価)	×××××

売却時

借方		貸方	
③ 預金	×××××	合理化事業収益	×××××
④ 合理化事業費 (用地等売却原価)	×××××	合理化用地	×××××

売却時はこの処理が良いが、購入時には以下の仕訳のみにするべきである。

購入時

借方		貸方	
① 合理化用地	×××××	預金	×××××

- (2) 当公社では、土地改良事業に関する工事費業務を主に受託しており、その収益及び費用は、それぞれ「受託事業収益」と「受託事業費」に計上されている。平成19年度については、受託事業収益、受託事業費ともに13,577,178円が計上されたため、受託事業費の原価の集計方法について確認したところ、直接業務を行っている職員の人件費、直接費について

(財)山梨県農業振興公社

13-(5)

集計されているもの、間接人件費、間接経費については、19年度に事務所建物の改修工事に伴う仮事務所への移転や改修後の新規契約、更には7月に新たに山梨県就農支援センターを併設したこと等から、実績の調査中であり、按分基準はまだないとのことであった。また、直接業務を行った職員の人件費についても業務従事日数の記録はあるものの、作業時間等に基いた集計がされていなかった。

間接経費については、合理的な按分基準を早急に定め、毎期継続して適用すべきであり、直接人件費についてはより詳細な日報等により、作業時間と単価により実際の原価を把握すべきである。

就農支援資金貸付事業会計において、山梨県から無利息で81,794,000円(平成20年3月31日現在)を借りて青年等の新規就農を促進するために、就農に必要な資金を無利子で貸付している。これまでに延べ1億円余りの資金貸付の実績があるが、最近の貸付状況は平成18年度1件、19年度は0件となっている。平成19年度末現在の貸付残額は40,042,000円、残りの41,752,000円は、貸付け準備金として普通預金に預けられている。貸付件数が減少している理由は様々な要因が考えられると思うが、資金のPRや貸付条件の緩和等、無利子資金が有効に活用されるよう努めるべきである。

就農支援資金の原資は山梨県より平成7年度3,000万円、平成8年度3,000万円、平成9年度3,000万円を借り受け、平成18年度4月30日から返済が始まり、平成19年度までに8,206,000円を返済したため90,000,000円-8,206,000円=81,794,000円の借入残となっている。

(単位：千円)

平成7年度就農支援資金借入	平成8年度就農支援資金借入	平成9年度就農支援資金借入	計
償還年月日	償還年月日	償還年月日	償還年月日
H18.4.30	1,377		H18.4.30
H18.10.31	1,363		H18.10.31
H19.4.30	1,363	1,377	H19.4.30
H19.10.31	1,363	1,363	H19.10.31
H20.4.30	1,363	1,363	H20.4.30
H20.10.31	1,363	1,363	H20.10.31
H28.10.31			H28.10.31
計	30,000	30,000	計 30,000

借入額 90,000千円 - ②の合計 8,206,000円 = 81,794千円(平成20年3月31日残高)

就農支援資金貸付状況は、次のとおりである。

一方、公社のこれまでの貸付額は100,407,000円、借入者からの償還額は56,231,000円、同償還延滞額は4,134,000円で、貸付残額は40,042,000円である。

(単位：千円)

年度	貸付日	借受者	貸付金額	既償還額	償還延滞額	貸付残額
H7	H8.3.21	1	1,800	822	0	987
H7	H8.3.21	2	1,800	822	0	987
H18	H19.2.21	75	687	0	0	687
		75	100,407	56,231	4,134	40,042

(財)山梨県農業振興公社

13-(6)

就農支援資金の延滞額は4,134千円あり、償還金の延滞に係る違約金については、「就農支援資金借付証書特約条件」第5条で次のように定められている。

(違約金)
第5条 債務者は、償還期限又は一時償還を要求された場合の公社が指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払の日まで支払うべき金額に対し、12.25%の割合で計算した違約金を公社に支払う。

償還金延滞に係る平成19年度末の違約金未収額は948,200円となるが、計上されていた額は322,573円であった。原因は、平成17年度以前の違約金未収額625,627円の計上がされていなかったもので、今後この分の違約金も未収金として計上すべきである。

長期保有農地13件(標準価額74,038,013円)について3度の公募売渡しを実施するも売却できない。このため評価額の見直しを行い(平成20年度評価額は52,909,197円)、売却促進を図る必要がある。
現在、農林水産省の「農地保有合理化緊急売却促進事業実施要領」で公社が農地を売却した時の売却損については、約2割の助成金が支給されるため、助成期間(平成22年度末まで)を有効に活用すべきと思われる。

長期保有農地13件の明細は下記のとおりである。

長期保有農地の処分状況

買入年度	買入物件名	面積	買入原価	金利	簿価	平成17年度		平成20年度		指定助成金	実額損失額
						評価額	評価額	評価額	評価額		
平成	富士河口湖町 富士ヶ原①	12,007.02	18,735,500	10,474,414	29,208,914	12,007,020	△17,201,894	★ 4,850,636	5,257,695	△1,698,679	△1,698,679
3年度	富士河口湖町 富士ヶ原②	9,804.00	16,274,640	7,758,262	24,032,302	9,804,000	△14,228,302	★ 3,980,316	4,325,922	△1,517,282	△1,517,282
4年度	甲斐市 富士ヶ原	2,718.00	24,674,925	10,889,732	35,564,637	11,448,216	△24,116,441	★ 2,930,004	6,401,633	△2,116,574	△2,116,574
5年度	南7ヶ浜市 有野字吉平	236.00	4,283,400	2,308,029	6,331,423	235,000	△6,534,429	503,690	1,186,467	1,454,317	1,454,317
6年度	山梨県南子 長茂	597.00	3,600,000	1,843,121	5,443,121	361,000	△5,082,121	378,498	979,782	997,280	997,280
8年度	南7ヶ浜市 有野字南小倉	793.00	7,697,500	3,264,536	10,872,056	1,001,000	△9,871,056	1,382,381	1,966,966	2,388,347	2,388,347
10年度	上野地 甲斐市東芝字 西目原	692.00	17,669,200	323,395	17,392,895	9,179,292	△8,213,603	9,179,292	—	—	—
11年度	甲府市下川町 字小平	1,189.00	1,977,307	51,002	2,028,309	1,545,700	△482,609	1,117,630	365,096	△62,944	△62,944
12年度	山梨市三ヶ所 字塚田	3,219.00	19,507,140	5,882	19,513,022	8,369,400	△11,143,622	14,231,199	3,612,344	9,374,143	9,374,143
合計		42,402.29	139,030,362	39,093,100	178,134,462	74,038,013	△104,096,439	52,909,197	27,189,096	6,040,190	6,040,190

★印は平成17年度の評価替え後さらに50%以上土地価額が下落しているものである

(財)山梨県農業振興公社

13- (7)

- (1) 固定資産のうち車両運搬具について、現在2台保有しているが、貸借対照表上に計上されているものは1台だけである。また、工具器具備品について、現状計上されているものは5件であるが、現在はすべて存在しないため固定資産廃却損を計上すべきである。
- (2) 農地の売買代金の収入行為884万円について、決裁規程では専務理事決裁であるが、課長、参事、事務局長までの承認であったので決裁規程に準拠して対応すべきである。

(1) 車両運搬具については、平成8年度補助事業で、195万円程でウイングロードを購入したが、資産計上が漏れていた。会社の会計規程には、いくら以上のものを資産計上するかが明確になっていないので、改善しておく必要がある。少なくとも195万円以上のものを金額費用処理してしまうことは内部統制上望ましくない。

工具器具備品は下記のもが固定資産として計上されていたが、現状はすべて存在しないものである。また、金額が10万円未満なので、できれば購入時に消耗品費として計上しても問題ないものである。

取得年月日	摘要	取得価額	帳簿価額
1 昭和49年11月	フナイリソングキヤビネット	22,000	880
2 昭和49年11月	回転椅子	12,000	480
3 昭和56年6月	スチール書庫	19,000	760
4 昭和56年6月	スチール書庫	10,000	400
5 昭和55年6月	衣渡ロッカー	61,100	2,444
		124,100	4,964

(2) 農用地の売買代金の収入行為について、決裁規程に準拠していないものがあつた。
決裁規程第4条(4)に「金額500万円以上2,000万円未満の収入及び支出負担行為の決定に関すること」は専務理事の専決事項となつているが、884万円の土地売却収入行為について専務理事の決裁なし(課長、参事、事務局長までの承認はあり。)に実行されていた。

(財)山梨県農業振興公社

13- (8)

山梨県の耕作放棄率は、14.7% (平成17年度農林業センサス) と全国2位の高い水準となっている。
近年、農家の担い手の減少や高齢化等により、耕作放棄地が増加しており、病害虫の発生や有害鳥獣の繁殖など農業生産への影響はもとより、農村景観の悪化など、様々な問題を引き起こしている。
今後、(財)山梨県農業振興公社は、県内耕作放棄地解消のため、農地保有合理化や担い手対策等の機能を活用し、県、市町村及び農業団体等と一体的に実効性のある対策を実施していく必要がある。

耕作放棄地の現状と今後の目標
山梨県の2005年における耕作放棄率は14.7%と全国2位の高い水準となっている。

耕作放棄地	3,252ha ± (3,252ha + 経営耕地面積 18,981ha) = 14.7%
1995年→2000年	318ha 増加 (2,641ha → 2,959ha)
2000年→2005年	298ha 増加 (2,959ha → 3,252ha)
2005年→2012年	2,069ha 増加 (3,252ha → 5,321ha)

「山梨県耕作放棄地再生活用指針」によると、①主に農業生産活動の展開を図る農地、②多様な活用方策により農村振興を図る農地、③その他の農地に3区分し、農地としての有効活用や市民農園の整備、二地域居住などを促進して5年間で耕作放棄率を6.2%まで引き下げる方針である。

(財)山梨県馬事振興センター

14- (1)

棚卸資産に計上すべき飼料・敷料・医薬材料の貯蔵品が約 242 万円在庫として残っている。今後は期末に棚卸を実施し、在庫金額を貯蔵品として資産計上すべきである。

平成 19 年度の事業費の飼料費・敷料費・医薬材料費の金額は次のとおりである。

飼料費	6,942,309 円
敷料費	1,864,337 円
医薬材料費	1,189,902 円

上記の飼料費・敷料費の 3 月下旬の購入量・購入金額は次のとおりである。

品名	数量	19年4月～20年3月中旬		合計
		数量	金額	
まきば王	420kg			480kg
	金額	1,474,689円	1,972,803円	1,671,949円
ぶすま	12,200kg			18,400kg
	金額	341,580円	3,762,601円	378,900円
～イネ～	8,000kg			10,000kg
	金額	336,000円	9,110,000円	427,000円
大塚アグベ	7,200kg			8,400kg
	金額	856,256円	6,576,633円	423,132円
皮むき	49,201kg			73,387kg
	金額	2,543,039円	1,016,820円	3,944,859円
USチモシー	85kg			85kg
	金額	96,470円		96,470円
その他				
	金額	5,148,013円	11,018,201円	6,942,309円

敷料費		医薬材料費	
オガ粉プレー	数量	数量	金額
子大型	1,586,033kg	969kg	1,140円
			1,864,337円

期末在庫として残っているものと考えられる金額
2,072,600 円

医薬材料費 1,189,902 円についてはヒアリングの結果、平成 20 年 3 月 31 日には約 3 割残っていたということで 1,189,902 円×0.3=356,970 円が在庫と考えられる。従って、飼料費・敷料費・医薬材料費を合計して平成 19 年度末に在庫として残っている貯蔵品(資産)の額は 2,429,570 円となる。(財)山梨県馬事振興センターの方で飼料は、タンク内に入っている量の把握が困難であるとの話しがあったが、タンク内に例えば紐をたらし、その長さによってタンク内の量を計れるよう事前の対応も必要と考える。敷料のオガ粉プレーナ大型も倉庫に入れた時の山の高さ等、経験的に量を推測して棚卸することも重要である。

(財)山梨県馬事振興センター

14- (2)

平成 13 年 5 月にフジインテックから 12 年のリース期間で 50 厩舎分の仮設厩舎を借り受け年間 100 万円支払い、契約時に基本契約料として 500 万円を支払っている。しかし、平成 13 年 3 月 30 日のリース契約書では、1 厩舎 1 日に 1,000 円の基本使用料となっており、50 厩舎で 1 日 50,000 円の使用料を負担するものとされ、基本契約料として 1 厩舎 10 万円が明記されている。従ってリース料の契約支払額と実際支払額が異なるため、契約内容を再度明確にする必要がある。また、基本契約料 500 万円についてはリース期間に渡り費用計上すべきものである。

平成 13 年 5 月にフジインテックから 12 年のリース期間で 50 厩舎分の仮設厩舎を借り受け年間 100 万円の支払をおこなっている。なお、この契約時に基本契約料として 500 万円を支払っている。
この 50 厩舎は、全日本ジュニア乗馬大会の開催地(10 年間)に当振興センターが選ばれたことからリース契約したものであり、当振興センターに通年保管され 365 日使用可能な状態となっている。

平成 13 年 3 月 30 日におけるこのリース契約書を紐解いてみると仮設厩舎のリースに關し、1 厩舎 1 日に 1,000 円の基本使用料となっており、50 厩舎で 1 日 50,000 円の使用料を負担するものとされ、基本契約料として 1 厩舎 10 万円が明記されていた。

この契約書では年間 100 万円のリース料は明記されておらず、フジインテック側と口頭で合意し、平成 13 年から年間 100 万円を支払っていることである。

他方、リース契約であるならば所有者はフジインテック側であるにもかかわらず、平成 20 年 3 月 27 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 5 日間水口乗馬大会仮設厩舎として上記物件をフジインテック側に 1 厩舎 1 日 5,000 円として 50 厩舎分をレンタルし、125 万円受領している。

このように、契約書上、年間リース料をいくら支払うかが明示されておらず、年間 100 万円支払っていることの根拠に乏しく、100 万円を超える請求が来る危険もはらんだ契約となっている。また、レンタル料を収受していることからこの物件の所有権が誰に属するのか疑義のあるところである。

このため、フジインテック側と協議し不明事項が明瞭となるような覚書なりを取り交わすべきである。

なお、契約時に支払った契約料 500 万円はリース契約期間に渡り費用計上すべきであった。借上料として次のように支払った。

平成 20 年 2 月 14 日 1,000,000 円
フジインテック側へ支払う。
競技会開催用で 12 回の年払

厩舎をレンタルして雑収入に計上
平成20年3月31日 1,250,000円

フジインテックから受領
仮設厩舎 当振興センターが
リースを受けているものを貸した。

リース契約書

品名	仮設厩舎
数量	50 厩舎
契約金額	基本契約料 100,000/1 厩舎 基本使用料 1日 1,000円/1 厩舎

(財)山梨県馬事振興センター

14-(3)

今後退職する職員の退職給付引当金の額について、平成19年4月1日に改正した「職員退職給付規程」では、(1) 他法人から当法人へ転籍になったものの取扱い、(2) 退職金算定の基本給が平成18年4月5%カットされたが、退職金の計算はそのカットされた額で行うか否かについて、現状の退職給付引当金が正しいかどうか判断できない。従って、職員退職給付規程の見直しが必要である。

(1) 今後退職する職員の退職給付引当金の額の算定にあたり、(財)山梨県馬事振興センター以外の山梨県馬術連盟にいた勤続年数を通算して算定する者がいるが、この取扱について「職員退職給付規程」では何も規定されていない。勤続年数を通算している職員は、昭和62年度から(財)山梨県馬事振興センターに採用されたが、それ以前の昭和58年度から通算している。昭和58年度から通算している理由は、山梨県が県有馬の管理を昭和58年度以前から委託していたが、昭和61年度まで山梨県馬術連盟に管理委託し昭和62年度から(財)山梨県馬術振興センターに管理委託してきたことによるものである。この件について、

- ①昭和62年度の採用時には勤続年数の通算はなかった。
 - ②平成7年度に協議事項として資料が残っている。但し、予算には繰り込んだ形跡がある。
 - ③「職員退職給付規程」には定めがない。
- 以上から、理事会の承認を得たうえで「職員退職給付規程」を変更する必要がある。変更の例としては、次のものが考えられる。

(勤続期間の計算)

- 第4条
1. 退職手当の算定の基礎とする勤続期間は、センターの職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間を通算する。
 2. 山梨県教育委員会より県有競技馬の委託先が山梨県馬術連盟から当センターに変わったことに伴う職員の勤続年数については、山梨県馬術連盟に勤続していた4年間を加えた期間を以って勤続年数とする。

(2) 山梨県は平成18年1月に給与の見直しを行い基本給を5%カットしたが(当時の現給は保証されていた)、退職金の計算の基本給は5%カット前で計算することとなった。この関係で多くの出資法人では、平成18年4月から基本給を5%カットしたが、退職金の計算の基本給は5%カット前で計算することとした。しかし、(財)山梨県馬事振興センターの退職給付引当金の計算は基本給5%カット後で計算されている。他の出資法人と同様基本給5%カット前に対応するような「職員退職給付規程」にはなっていない。若

(財)山梨県馬事振興センター

14-(4)

本給5%カットしたことが、今後退職金をどう支払うかについて明確にしな
いまま今日に至っているので、この件について職員退職給与規程の見直し
が早急に必要と考える。

(3) (1)、(2) が仮に問題ないとした場合でも退職給付引当金が46,298円
過大に計上されていた。退職給付引当金は「重要な会計方針」の中の「引
当金の計上基準」で明確にされているため、通常正確な引当金を計上する
ことが必要である。

- (1) 長坂消防署の査察を平成19年7月12日に受けたが、その後点検結果を
消防法に基づき提出していなかった。
- (2) 火災保険に加入していない新しい建物が約4,500万円があるので加入の
検討を行うと同時に現在加入している火災保険の保険金額が低すぎるもの
があるので、その点も見直しが必要がある。
- (3) 同一人に領収書を2重で発行しているので、片方は「再発行」の旨を記
載すべきである。
- (4) 山梨県馬術競技場使用券の受払管理が行われていないので、期末在庫枚
数の確認を行うと同時に受払管理する必要がある。
- (5) 馬術競技場施設使用料が使用料金表と異なる低い料金を実際には徴収し
ているので、料金表の改定をする必要がある。

(1) 長坂消防署の査察を受け、消防用設備を有資格者に点検させ消防署長
に報告すること(消防法第17条の3の3)という査察結果通知書を平成
19年7月13日に受け取っているが、その後点検結果を報告していない。
早急に是正することが必要である。

(2) 火災保険に加入していない建物として、国際既舎(取得価額39,459,000
円)、屋外トイレ(取得価額6,694,000円)、その他審判棟・役員室、農
機具・飼料倉庫、外来厩舎132馬房がある。付保されている他の既舎と
ほぼ同程度、または、それ以上の価値があるので火災保険に加入する必
要がある。または、現状火災保険に加入している物件でも付保金額が過
小のものもあるため再度見直しを検討する必要がある。

(3) 領収書を同額で同一人に対して2度発行している。このため2度目の
領収書発行時は平成×年×月×日付の再発行と記載すべきである。領収
書を紛失したとして悪用されないとも限らないためである。

(4) 山梨県馬術競技場使用券10枚セット(1枚1,050円)で10,500円が
約150冊、バラ券の1,050円が約50枚あり、また、10枚セット(1
枚525円)で5,250円が約150冊在庫に保管されていた。このうち10
枚セット(1枚525円)は現在使用されておらず、今後も使用見込がな
いとのことであるので処分する必要がある。さらに1枚1,050円の10枚
セットは受払管理を行い、年度末に在庫冊数が一致するか確認すること
が必要である。

(5) 馬術競技場施設使用料の料金表が平成16年4月1日改正されたものがあるが、現在徴収している料金は当該料金表より相当低い金額である。料金表が実態に合わないのであれば、改定する必要がある。

合宿 期続 使用	使用料(1日当たりの単位:円) (平成16年4月1日改正)		使用料金表の正規料金	実際の徴収金額	差額
	参加馬 20頭以下	使用料			
	(一般)52,500円		S大学4頭4日間 26,250円×4=105,000円	S大学4頭4日間 延日数4×4、1日2,625円 16日×2,625円=42,000円	63,000円

(財)山梨県馬事振興センター

14-(5)

過去3年間次期繰越収支差額が240,937円少なく計算されていた。過年度に遡って原因を調査する必要がある。最終的に原因が不明であるならば、平成20年度において前期繰越収支差額を240,937円増加すべきである。

次期繰越収支差額は当該法人の資金の範囲によって額が確定するが、一般的には次のように金額が一致しているか確認して、もし不一致ならば会計処理のどこかに誤りがあると考え、再点検する必要がある。当法人の平成19年度の決算数値を基に不一致の有無を確認してみると、次のとおりとなる。

収支計算書		貸借対照表	
当期収入合計	A 93,326,981円	流動資産	
前期繰越収支差額	4,166,411円	普通預金	①6,164,493円 (注)
収入合計	B 97,493,342円	流動負債	
当期支出合計	C 98,130,572円	未払金	② 840,821円
当期収支差額	A-C 196,359円	預り金	719,965円
*次期繰越収支差額	4,362,770円	①-②=	4,603,707円
		不一致額	240,937円

(注)当財団法人の流動資産の中に特定預金(固定資産)28,956,082円も含めた誤った会計処理をしているので当該金額を除いた。

$$35,120,575円 - 28,956,082円 = 6,164,493円$$

同様のチェック方式で平成17年度、平成18年度を行ってみるとすべて240,937円の不一致額が発生している。従って、過年度に遡り当初不一致が発生している年度を確定し、原因を調査すべきである。もし、過去に遡って調査をしても内容が不明確ならば、上記収支計算書の★印の次期繰越収支差額4,362,770円+240,937円=4,603,707円にして平成20年度に繰越していく必要がある。

(財)山梨県馬事振興センター

14-(6)

- 就業規則、会計処理規則、職員退職給与規程、管理規程について、その整備及び運用状況が適切でないものがある。例えば、エアコン設置工事634,200円を修繕費として費用処理しているが、会計処理規則では10万円以上は有形固定資産に計上することになっている。
- 決算報告書が新公益法人会計基準に準拠して作成されていないところが散見されるので準拠することが必要である。

1. (1) 就業規則第6条で職員として採用された者は次の書類を提出することになっているが、このうち①、⑤の提出がなされていない。

- ① 身元保証書 誓約書
- ② 厚生年金保険等被保険者証
- ③ 前歴先の所得税源泉徴収票
- ④ 扶養親族届
- ⑤ 戸籍抄本又は住民票の写し

(2) ① 会計処理規則第26条(固定資産)「固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ取得価格10万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。」とある。しかし、馬術競技場管理棟・役員室棟エアコン設置工事634,200円を平成19年9月5日に支払ったとき什器備品として固定資産(耐用年数5年で減価償却)に計上しなければならぬのに修繕費として費用処理されていた。正しい会計処理をする必要がある。

また、平成20年3月28日に146,400円のストーブを購入し管理用品費として経理処理しているものも規則上は10万円以上であるため備品として資産計上する必要がある。

② 会計処理規則第30条(計算書類の作成)センターは毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び決算書類を作成し、理事会の承認を得る。

- (イ) 正味財産増減計算書
- (ロ) 貸借対照表
- (ハ) 財産目録

上記「計算書類の作成」、「決算書類を作成し」は、新公益法人会計上は、「財務諸表の作成」、「財務諸表を作成し」に改定する必要がある。また、平成20年12月1日以降開始する事業年度より上記財務諸表は、(イ) 正味財産増減計算書 (ロ) 貸借対照表となり、その他に附属明細書および財産目録を作成することになった。

(3) 職員退職給与規程は、他の法人から当法人へ移籍した者についての①勤続年数の運算の問題、②平成18年度における職員の基本給5%カット分を退職金の計算にあたりカット後で行うか、カット前で行うかが規定されていないため、職員退職給付引当金が不明確となっている。

(4) 山梨県馬術競技場管理規程第5条(使用の許諾)「理事長が使用を承諾したときは、使用承諾書(様式第2)を発行する。」とあるが、現状使用承諾書は一切発行されておらず、また様式第2の使用承諾書そのものもない。山梨県馬術競技場管理規程に準拠した運用が必要である。

2. 決算報告書が新公益法人会計基準に準拠していないもの、または会計処理・表示方法に誤りがあるものは次のとおりである。

項目	現 状	改善策
流動資産の中に建設改良費立預金という特定資産が28,956,082円含まれているので表示を改めるべきである。	流動資産 現金 70,178円 普通預金 8,388,127円 定期預金 20,000,000円 未収金 6,638,600円 預け金 23,670円	流動資産 現金 70,178円 未収金 6,070,645円 預け金 23,670円
貸借対照表の固定負債の退職給与引当金の科目を正しくする。	退職給与引当金	退職給与引当金
貸借対照表の固定資産(3)その他の固定資産の科目を正しくする。	その他の固定資産	固定資産 (2)特定資産 建設改良費立未収金 28,388,127円 建設改良費立未収金 567,956円

3. その他
(財)山梨県馬事振興センター内に自動販売機が3台あるが、当該自動販売機の手数料収入は、職員の親睦会の収入となっている。自動販売機2台の電気代は、親睦会より徴収しているものの、残り1台はセンターの負担となっている。さらに設置に伴う行政財産使用料は一切徴収されていない。思うに手数料収入がすべて職員の親睦会の収入になるならば、すべての自動販売機の電気代および行政財産使用料は親睦会から徴収すべきである。また、自動販売機の設置使用許可も取る必要がある。

(財)山梨県馬事振興センター

14- (7)

- (1) 畜安研受託事業収入に係る契約につき印紙の貼付を必要とすべきものがあるが、貼付していないので今後貼付する必要がある。
- (2) (財)山梨県馬事振興センター主催の競技大会の参加料、広告宣伝費を法人名義の口座でなく、事務局長名の口座(個人名義預金口座)に入金しているため、(財)山梨県馬事振興センター名義の預金口座とすべきである。役務費、飼育奨励費、研修費について源泉徴収を必要とするものが徴収されていないので今後は源泉税を徴収すべきである。
- (3)

(1) 次の契約書について印紙の貼付がないので、本来は印紙貼付が必要である。

金額	契約期間	契約内容
3,500,700	19.4.1~19.6.18	ロマノロキサンソン安全性試験
2,236,080	19.9~20.2	VFK-1000の馬における安全性試験
5,125,680	19.11~20.1	馬鼻肺炎(PE-)生ワクチンの馬における安全性試験
10,862,460		

(2) (財)山梨県馬事振興センター主催の競技大会である山梨グランプリ大会の参加料、広告宣伝費等 3,103 千円が事業収入として計上されている。この収入の入金口座については、法人名義口座ではなく事務局長名の預金口座(山梨グランプリ) 代表事務局長名)に入金されている。

この収入合計額 3,103 千円は平成 19 年 11 月 8 日に馬事振興センター名義の預金口座に振り替えられ、一旦口座残高を零としている。その後平成 20 年 2 月 10 日に普通預金利息 1,169 円が入金され、1,169 円そのまま平成 20 年 3 月 31 日の預金残高となっている。この平成 20 年 3 月 31 日預金残高は法人の資産として計上されていない。

法人名義以外の口座名義としている理由は、入金確認を簡易に行えるようにするためであるが、(財)山梨県馬事振興センターの会員であるので、法人名義の預金口座とすべきである。

(3) 役務費 飼育奨励費 研修費について源泉徴収を要するもの
 (財)山梨県馬事振興センター主催の競技大会である山梨グランプリ 2007 の競技役員に対する謝礼としてその程度に及び日当①15,000 円 ②10,000 円 ③7,000 円に分け総額で 757 千円を支給している。この謝金については源泉徴収を要するものであるにもかかわらず、源泉徴収がされていないことから今後は源泉税の徴収をすべきである。

参考数値

支払日	支払金額	内容
平成 19 年 6 月 15 日	700,000	役務・旅費・構算で引渡し決算にて精算
平成 19 年 7 月 20 日	57,000	信州医科大学グランプリ 2 日間計 6 名
合計額	757,000	

馬術大会である山梨グランプリ 2007 の優秀者に飼育奨励金として金員を 794 千円支出している。これについては、源泉税の徴収が必要となるものかも知れない。

参考数値

支払日	支払金額	内容
平成 19 年 7 月 31 日	774,000	各入賞者明細別添
平成 19 年 8 月 6 日	20,000	堀田氏 (グランプリ 16-MID 2 位)
合計額	794,000	

研修講師料についても徴収義務があるので同様である。

参考数値

支払日	支払金額	内容
平成 19 年 6 月 20 日	10,000	研修生講義講師謝礼 松田先生
平成 20 年 2 月 26 日	10,000	馬事手入れ講習 米山講師
合計額	20,000	

(財)山梨県馬事振興センター

14-(8)

平成19年度における正味財産増減計算書（一般の会社で言えば損益計算書）が現状新公益法人会計基準および公益法人会計基準に関する実務指針に準拠していないので、公益法人会計基準等に準拠した決算報告書を作成する必要がある。

平成19年度の正味財産増減計算書の現状と改善後の報告書は次のとおりである。

正味財産増減計算書
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで (単位:円)

科目	現 状	改 善 後
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益	93,326,931	23,036,691
事業収入		116,363,622
補助金収入		
経常収益計		
(2) 経常費用	23,036,691	23,036,691
事業費		
管理費		
減価償却費		
経常費用計		
当期経常増減額	94,318,349	117,355,040
2 経常外増減の部	▲ 991,418	▲ 991,418
(1) 経常外収益	23,036,691	23,036,691
指定正味財産から受入		
(2) 経常外費用	23,036,691	23,036,691
特定資産償却費		
一般の会社で言う経常利益	▲ 991,418	▲ 991,418
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金	239,285,626	239,285,626
前期繰越繰戻額	▲ 23,036,691	▲ 23,036,691
一般正味財産への振替額	25,361,082	25,361,082
指定正味財産期首残高	241,610,017	264,646,708
指定正味財産期末残高	317,413,798	317,413,798
III 正味財産期末残高	317,413,798	317,413,798

(株)山梨食肉流通センター

15-(1)

笛吹市に提出する償却資産税の申告額が1,157百万円申告漏れが発生していた。笛吹市に対して行う償却資産税の申告について、概ね平成5年3月から平成19年3月までに取得した機械及び装置で、取得価額1,157百万円分について申告が行われていなかった。これらの機械及び装置は大部分がO157やBSE対策として整備したもので、公共性が極めて高い事業であることから旧石和町の資産税担当と相談したとのことである。

しかし、償却資産税の申告は正しく行う必要があることから、全額申告した上で、当会社の役割が県と連携して県内の食肉流通拠点として安全な食肉を供給し、円滑な食肉取引を推進する地方卸売市場として役割を果たしていることから、笛吹市と正式な減免手続を行う必要がある。

償却資産税の申告は取得価額ベースで行うが、資産の種類別に次のような申告漏れが平成20年度発生していた。

資産の種類	申告取得価額 ㉑	実際取得価額 ㉒	申告漏れ額 ㉓
構 築 物	82,247,000 円	82,141,843 円	(注) ▲105,157 円
機 械 及 び 装 置	191,496,529 円	1,343,642,808 円	1,152,146,274 円
工 具、器 具 及 び 備 品	16,416,000 円	21,701,800 円	5,285,800 円
合 計	290,159,529 円	1,447,486,446 円	1,157,326,917 円

(注) 構築物のみ過大申告となっていた。

上記の他、会社構内で作業するフォークリフト的なものでホイールローギアも車両 NO がなかったため原則として償却資産税の対象となる車両運搬具である。この車両の取得価額は2,180,000 円であるが申告が漏れていた。

(株)山梨食肉流通センター

15-(2)

- 平成15年8月分の給与183,972円が未払のまま現金として保管され、そのうち60,500円を現金管理者が借用していた。
また、パート代の給与も4件未払のまま現金で保管されていた。このため、現金管理者が借用していたものは返済してもらい、未払の給与5件は早急に本人に連絡をとり、支払う必要がある。
- また、5年前退職者の年金手帳も保管しているので、早急に本人に返還することが必要である。
- 山梨県食肉消費者推進協議会より会議室使用料56,000円を(平成15年頃)もらっていたが、簿外となっていた。
- 生産者出荷組合(フジクラ出荷組合)から平成11年6月27日130,000円をもらい、70,000円を使用し残り60,000円が現在残っていた。その他平成10年11月22日ゴルフ有志会の9,479円もあり、返金する必要がある。
- 一年前に退職したH氏の小銭入れ(1,035円)も保管しているため返金の必要がある。

1. 給与・パートの未払額を現金で保管していたものは次のとおりである。

給与・パートの別	氏名	給与支給の 対象月又は日	金額	摘要
給与	M・M	平成15年8月	183,972円	現金管理者が60,500円 借りていた。 183,972円-60,500円 =123,472円が現金と して保管されていた。
パート代	S・H	(不明)年7月1日	6,725円	
パート代	K・H	平成15年10月	3,711円	
パート代	Y・T	平成19年1月	8,190円	
パート代	M・I	平成19年秋頃	5,850円	0
			208,448円	

2. 5年前退職者の年金手帳を保管していたもの

氏名	摘要
M・M	厚生年金保険 記号3610 番号42××××

3. 山梨県食肉消費者推進協議会より会議室使用料56,000円は簿外のため、現状では帳簿に入金処理すると同時に雑収入計上する必要がある。

4. ゴルフを行う有志に渡したものであれば、当該有志会で今後処分方法を決める必要もある。また、当該有志会が解散しているのであればフジクラ出荷組合に返金するか、または流通センターの雑収入処理することも考えられる。

個人所有の車両を社有車として利用することが少なからずあり、しかも長距離で100km~700km使用することも(年間15回程)ある。長距離のため事故の確率も高くなるため、場合について一定の保険の要件を満たしたものである必要がある。

例えば、規程により個人所有の車両を社有車として利用する場合、または通勤で使用する場合は、次の損害保険に加入しなければならない。というように一定の許可基準を明確にして保険証券などで確認したり車両使用の誓約書をとる必要がある。このことにより、万一の事故に備えることが可能と思われる。

	任意保険	
	対人補償	対物補償
強制保険	加入	無制限
自動車	加入	1,000万円以上

会社では、集荷推進のため山梨県から栃木県那須郡安芸牧場へ、または群馬県、愛知県などもある。社員所有の車両で栃木の場合在復で643kmになる。

(株)山梨食肉流通センター

15- (3)

山梨食肉流通センターが山梨県から借りている土地14,554㎡のうち、約1/3が食鶏処理場の部分である。この食鶏処理場は用地の一部が職員駐車場として活用されている以外は廃墟となっている。食鶏処理場の土地は山梨県の所有で、建物は県の補助金348百万円をかけて建設されたものであるが、食鶏処理を受託していた業者が水道施設の補修を県に依頼したものの県が対応しなかったことから業者が転出し現在の状況となったものである。

山梨県所有の土地を有効に活用するために、施設を撤去した上で土地の有効利用を検討するか、または、借り主である山梨食肉流通センターが食肉公社の清算に要した多額の資金を回収するための業務展開に当該土地及び施設を活用するなどの検討が必要である。

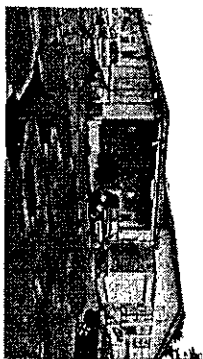
山梨食肉流通センターは次ページ以降において、山梨県から借りている土地の全体を示してあり、そのうち食鶏処理場および食鶏管理棟は、施設配置図上図の緑線で示した箇所であり、約5,000㎡ある。

また、食鶏処理場および食鶏管理棟の外観および内部の状況を写真で示したものが後掲の写真である。

食鶏処理場は、平成4年3月に全額県からの補助金で完成したものである。補助金により取得したものは、下記のとおりである。

項目	取得年月	摘要	取得金額
(1) 建物	4/3	鶏肉流通施設整備工事一式	54,619,633
(2) 建物附属設備	4/3	鶏肉流通施設整備工事一式	35,458,475
(3) 機械装置	4/3	鶏肉流通施設整備工事一式	7,364,465
(4) 機械装置	4/3	鶏肉流通施設整備工事一式	239,987,427
機械装置	4/3	鶏肉流通施設整備工事一式	1,800,000
機械装置	9/3	鶏肉流通施設整備工事一式	9,000,000
			348,230,000

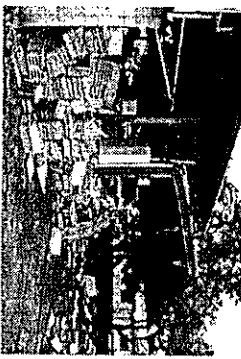
食鶏処理場および食鶏管理棟の外観および内部



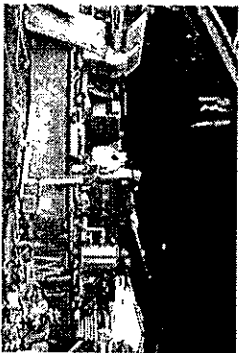
食鶏処理場全体



食鶏管理棟



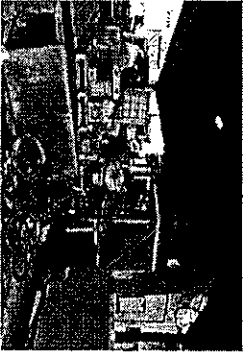
食鶏処理場西側



食鶏処理場西南側



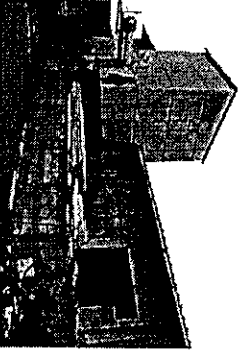
食鶏処理場内部



食鶏処理場南側

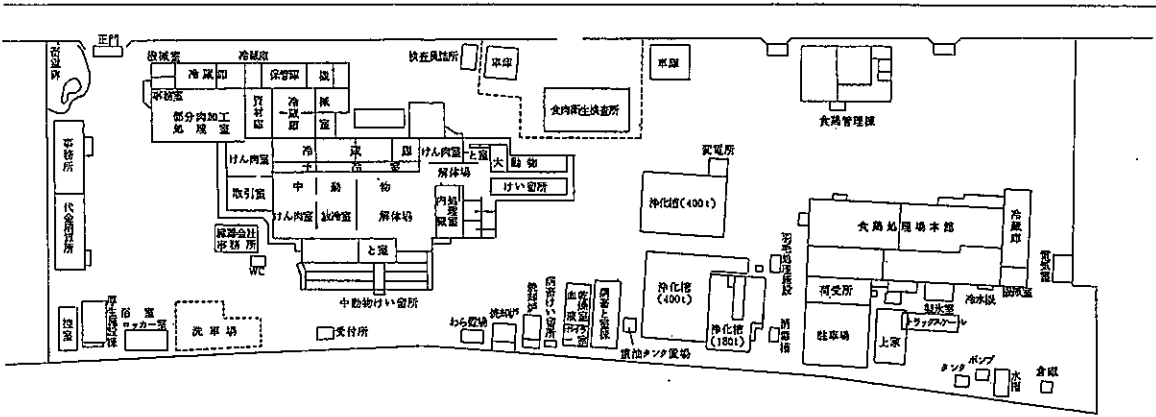


食鶏処理場南側



食鶏処理場南側

(4) 56年施設配置図



(株)山梨食肉流通センター

15- (4)

預り担保物件として定期預金等を41,863,381円預かっているため、決算報告書に反映させることが管理上望ましい。

また、預り担保物件について取引がない相手先については返還し、取引額に応じて現状の担保額で充当であるか否かについても検討する必要がある。

担保物件の中には4社程N.T.の全身である日本電信電話公社の割引電信電話債券があり、その償還期限が昭和55年のものであるが、その債券の償還が可能と考えられるため、換金後再度定期預金等として担保をとることを検討すべきである。

1. 預り担保物件として定期預金・有価証券等を預かっているのであれば、当該処理の妥当性を検討する意味からも下記の処理を行い、決算報告書に反映させることも検討すべきである。

(借方)		(貸方)
保管有価証券等	41,863,381	預り有価証券等
		41,863,381

2. 現在預り担保物件は31件あり、担保額の最低は100,000円で、最高は11,359,007円である。百万円以上は9件となっている。預り担保額は取引の金額により適時見直しも必要であり、取引が終了、中止されている7件(1,420,000円)については返還の必要もある。

3. 担保物件の中に日本電信電話公社の割引電信電話債券が下記のとおりである。

会社名・屋号	担保物発行人	担保物件	金額(額面)	最終償還期限
N	日本電信電話公社	割引電信電話債券	160,000円	昭和55.9.25
T	日本電信電話公社	割引電信電話債券	140,000円	昭和52.9.25
K	日本電信電話公社	割引電信電話債券	200,000円	昭和54.3.25
K	日本電信電話公社	割引電信電話債券	20,000円	昭和50.9.25
			520,000円	

上記のものについて、現在NPTでは換金できないが、業務の委託を受けたみずほ銀行に持参すれば換金できる。償還期限もきており発行体も旧日本電信電話公社であることを考慮すれば、早急に換金を行ってしまい定期預金等として現在の取引額に見合った額を担保物件とする必要がある。

(株)山梨食肉流通センター

15-(5)

ペイオフが実施され一金融機関から保証される預金は、決裁性預金を除き1,000万円までとされている。当社の場合、県内の金融機関の信頼度を勘案して信用度に懸念が想定される金融機関に対しては、預金を1,000万円までとすべきと考えるが、現在20年3月31日現在4,908万円預けているため再検討が必要と考える。

平成20年3月31日現在でのA金融機関一社に対する預金残高は、次のとおりである。

番号	金融機関	預金の種別	金額
1	A	普通預金	20,081,982円
2	A	定期預金	9,000,000円
3	A	定期預金	20,000,000円
			49,081,982円

県内の各金融機関はバブル崩壊による不良債権処理を行い、支店の統廃合、人員削減、諸経費の見直しを行っている現状である。各金融機関の体力もそれぞれ異なっているが、当該金融機関へ預ける会社としても会社の維持のため、各金融機関へ預ける預金の対応を慎重に検討していくことが必要と考える。上記のうち1番の20,081,982円については、平成20年8月21日に無利無息型(決裁性預金)に変更したため、財産保全上は問題がなくなった。また、3番の20,000,000円については、平成20年8月22日に解約を行い、1番の口座に振込まれたため、問題点は解消された。

平成20年3月の社会保険料事業主負担分について計上されていない。

平成20年3月分(納付目的)の社会保険料の金額は下記のとおりである。

健康保険料		厚生年金保険料		児童手当拠出金	
本人負担	事業主負担	本人負担	事業主負担	本人負担	事業主負担
587,214	587,214	928,552	928,552		16,099

この部分の費用計上がなされていない。
修正仕訳を行えば、次のとおりである。

本人負担の社会保険料は、当月徴収当月納付でない限り、預り金の計上が必要である。

法定福利費	1,531,865 / 未払費用	1,531,865
法定福利費	1,515,766 / 預り金	1,515,766

(株)山梨食肉流通センター

15-(6)

受託販売高が売上計上されている。債権債務を管理する必要があるが、受託事業の取扱高は自らの計算において行っているものではないため、売上高として計上するのは妥当ではない。したがって、受託手数料のみを売上として計上すべきである。

受託販売(上場)、買付販売高ともに同額の食肉流通センターに対する内部取引が売上高と仕入高の双方に含まれている。その結果、上場売上高、買付業務売上高が内部取引高の分だけ過大になり、上場仕入高、買付販売仕入高が同額だけ過大となっている。

	現在	本来	
受託販売売上高	3,276,103,914	0	3,276,103,914
買付販売高	1,163,351,628	1,610,595,075	-447,243,447
その他	312,076,173	312,076,173	0
売上高合計	4,751,531,715	1,922,671,248	2,828,860,467
買付販売期首在庫	11,771,967	11,771,967	0
買付販売仕入高	1,003,156,700	1,447,638,284	-444,481,584
受託販売受入高	3,273,342,051		3,273,342,051
買付販売期末在庫	10,509,202	10,509,202	0
売上原価合計	4,277,761,516	1,448,901,049	2,828,860,467
売上総利益合計	473,770,199	473,770,199	0

買付販売高の差額は買付けている際の取引高と売買差益の合計である。受託販売売上高と受託販売受入高の差額2,761,863円は買付けている際の売買差益である。

買付けている豚のうち一部はいったん概算で取引しておき、金曜日に精算を行っている。そのため、期末が金曜日以外の場合には概算のまま決算が行われている。決算日が金曜日以外であっても概算額ではなく確定額で決算を行うべきである。

このような取引についてはいったん生産者に前週の相場等を参考に決定した価格で取引を行い、取引のあった週の金曜日に金額を確定し、代金精算を行っている。平成19年度末は3月31日が月曜日だったため、概算で行われた取引は1件と少なく、差額は▲7,095円であった。年度によってはおもっと多くの件数が行われることもあるので、決算は確定額で行う必要がある。

(株)山梨食肉流通センター

15- (7)

平成19年度の受託事業売上として、12,796,313円が計上されているが、その中に補助金11,388,000円が含まれており、補助金部分は補助金として計上すべきである。

受託事業売上に以下の通り補助金11,388,000円が含まれている。これらは補助金であり、受託事業でないため、受託事業売上ではなく、補助金として計上すべきである。

補助金が含まれている事業の内訳	売上計上額	うち補助金	本来の受託事業売上
市場協会イベント事業	1,050,000	268,000	787,000
卸売市場経営改善対策事業	2,900,000	2,900,000	0
人件費補助金	8,225,000	8,225,000	0
その他	621,313	0	621,313
合計	12,796,313	11,388,000	1,408,313

上場している豚の一部は食肉センターが一定金額で買取り、市場で販売している。その売買差益だけが計上されており、食肉流通センターがリスクを負っている以上、売上高と仕入高を総額で表示すべきである。

買取り分の豚の取引高444,481,584円が相殺され、売買差益2,761,863円だけが計上されている。損益に対する影響はないものの、本来であれば、以下のように買付販売売上高と買付販売仕入高を計上すべきである。

	現在	本来	(単位：円)
買付販売売上高	1,316,402,810	1,316,402,810	
		444,481,584	買取り分の取引高
		2,761,863	買付収益
買付販売仕入高	1,316,402,810	1,763,646,257	
		1,156,207,882	買取り分の取引高
		444,481,584	
		1,600,689,466	

(株)山梨食肉流通センター

15- (8)

営業雑収益のうち、取扱手数料(一般の加工手数料等)は業務内容等によって営業の判断によって決められているだけであり、ガイドライン等客観的な基準を決めるべきである。

現在、市場でセリにかけないで、「と畜」だけを行っているような場合に、計量や積み込み等の手数料を徴収している。当該手数料は取扱手数料として営業雑収益の中に計上されている。しかしながら、現在のところ手数料の金額はガイドライン等によって決定されているのではなく、営業の判断で決定されている。ガイドライン等が設定されず、すべて営業の判断で決定されるとすれば、不当に安い料金を徴収して後にキャッシュバックを受けるといった不正が行われる可能性もある。それゆえ、ある程度のガイドラインを設定する必要がある。

買付業務売上高に食肉流通センターに対する売上が26,452,424円含まれており、同額が買付業務仕入高にも含まれている。これらは内部取引であり相殺して表示すべきである。

市場からセンターが、加工して販売するために自身で降り落とすことがある。その後枝肉の状態に加工して食肉流通センターの加工部門に移送して最終製品として出荷する。食肉流通センターの加工部門に移送した際に、枝肉部門で食肉流通センターの加工部門に対する売上を計上し、加工部門では食肉流通センターの枝肉部門からの仕入を計上している。その結果買付業務売上高と買付業務仕入高がセンター内の枝肉の移動に伴って計上した26,452,424円分だけ過大に計上されている。内部取引は相殺するのが原則であり、買付業務売上高および買付業務仕入高から内部取引を控除して表示すべきである。

山梨県道路公社

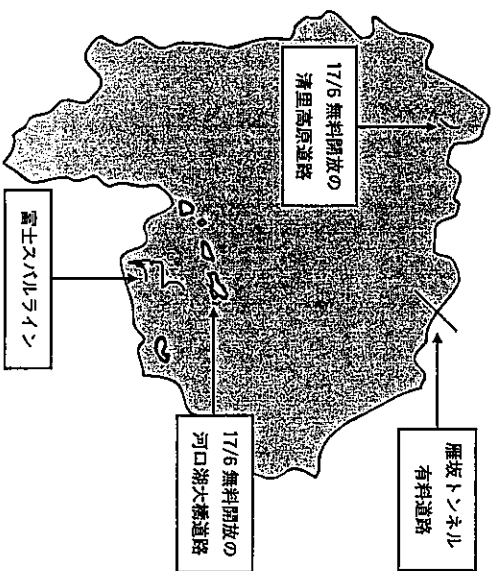
16- (1)

山梨県道路公社は、平成17年6月に従来有料道路であった河口湖大橋道路および清里高原道路の無料開放を行い、現在有料道路として残っているのは、富士山有料道路（富士スバルライン）と雁坂トンネル有料道路の2つである。このうち雁坂トンネル有料道路は、当初の需要予測（料金収入計画）を大幅に下回り、平成19年度は料金収入計画882百万円に対し、料金収入実績は463百万円と料金収入達成率52%となっている。このままでは平成40年度において、山梨県の出資金約6億円が返済困難な状況となっていたが、平成21年2月に後述の管理費削減案を熟慮のうえ作成した。これによると出資金は最終年度に返還が可能である。今後、県民に新たな負担とならないよう経営努力に万全を期し、管理費削減案が確実に実施されるよう可能な限り経営努力を必要とする。

一方、富士スバルライン沿線にはトイレが7ヶ所あり、順次改修する計画が立てられているが、今後、詳細設計を実施する中で、設備改修に対する削減や維持管理費のコスト削減を図る必要がある。また、維持管理有料道路であるため多額の繰越金が生ずるようであれば、通行料金の引き下げ等の見直しを図る必要がある。

なお、現在のところ新規有料道路の建設計画はされていないが、今後計画する際には情報公開をきちんと行うとともに山梨県の財政負担も明らかにするなど、慎重な対応をとる必要がある。

富士スバルラインと雁坂トンネル有料道路、17/6無料開放の清里高原道路と河口湖大橋道路の概要は、次のとおりである。



また、富士スバルラインと雁坂トンネル有料道路の総事業費、使用開始年月、無料開放年月、平成19年度の料金収入計画と実績および料金収入達成率は、次のとおりである。

	総事業費	使用開始年月	無料開放年月	H19料金収入実績	H19料金収入計画	H19料金収入達成率
富士スバルライン	47億円	1964年4月	2005年6月	430百万円	434百万円	99%
雁坂トンネル有料道路	49億円	1998年4月	2028年4月	463百万円	882百万円	52%

(1) 富士スバルラインの料金収入計画と実績 (見込)

年度	H17	H18	H19	小計	H20	H21	H22	H37	総合計
料金収入計画	434	434	434	1,302	434	434	434	434	9,120
料金収入実績(見込)	258	416	430	1,105	423	423	423	423	8,724

(単位:百万円)

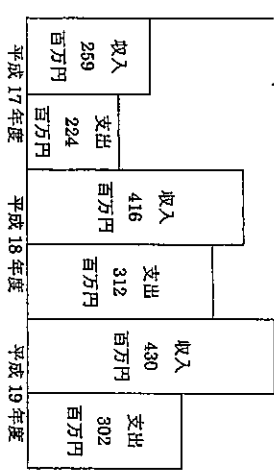
富士スバルラインは、維持管理に相当な経費がかかるため、2005年6月に無料開放せず、維持管理有料道路として継続して有料道路事業を行っている。

本来ならば、維持管理有料道路事業は利益が生じないものであるが、2005年6月以降の収支の状況は下記のとおり、収入が支出を平成18年度と平成19年度の合計で1億円以上も超えている現状であり、通行料の引下げを検討する必要があると思われる。

しかしながら、富士スバルラインの利益は、平成20年3月末時点で修繕準備金として143百万円積立したものであり、今後、富士スバルライン沿線トイレ等の設備改修事業及び除雪車等の資金として利用することが計画されているため、現在の143百万円の積立は計画的に行われたものであり、やむを得ないものと判断できる。

従って、設備改修等が終了した時点で収入から支出を差し引いた金額が、現在と同様の利益が生じるようであれば、その段階で富士スバルラインの料金見直しを行う必要があると考える。

富士スバルラインの平成17年度から平成19年度までの収支の状況



(2) 雁坂トンネル有料道路の料金収入計画と実績 (見込)

年度	料金収入計画												合計			
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	外計	H20				
料金収入計画	516	804	815	823	834	843	854	862	871	882	8,108	890	902	910	914	918
料金収入実績 (見込)	536	530	519	557	551	534	532	529	510	483	5,265	380	380	380	380	380
料金収入差額 (見込)	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380
料金収入計画	928	928	931	936	943	944	950	955	958	963	969	971	976	981	974	26,951
料金収入実績 (見込)	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	12,916

平成10年度から平成19年度までの料金収入の計画値と実績値は、それぞれ8,108百万円と5,265百万円で料金収入の達成率は平均で64%となっており、また、供用開始後30年経過し、無料開放時点までの平均では予測値が含まれるが、料金収入の達成率は48%と需要予測割れが著しい状態となっている。(注)平成20年以降の料金収入見込は、平成19年度実績額×0.82で計算してある。このままでは雁坂トンネル有料道路は、無料開放時の平成40年度において、山梨県の出資金約6億円が返済困難な状況となる。そこで、平成21年2月に次頁の管理費削減案を熟慮のうえ作成した。今後はさらなるコスト削減を図り、出資金の返済に要する資金を確保するため、経営努力に万全を期し、管理費削減案が確実に実施されるよう可能な限り経営努力をする必要がある。

雁坂トンネル有料道路管理費削減案

- ★管理費削減を行う理由は、現在の通行量に見合う管理基準にするため維持管理体制の見直しを図ったものである。
 - ・点検等業務委託費及び電気契約見直し
 - 約2,800万円削減
 - ・監視及び料金徴収員双方を一括発注し、人員見直し等
 - 約4,900万円削減
- 計7,700万円削減/年
(詳細は次ページ)

削減検討事項【換気設備→排風機】
 ・トンネル技術基準(換気編)の改定に伴う試算より、ジェットファン+排風機→ジェットファンのみ排風機を使用しないでOKの可能性大
 ・この場合、契約電気料、機械点検費が削減可能
 (別途、排風機の設備更新費も削減可能)
 計1,200万円削減/年

計8,900万円削減/年

監視及び料金収受体制

区分	現在の体制		案 内			
	6名体制+パトロール		4-5名体制		4-5名体制	
料金	監視員2名	パトロール員2名	平日昼間 計4名 監視員1名 収受員1名	休日昼間 計5名 監視員1名 収受員2名	夜間 計4名 監視員1名 収受員2名	パトロール員1名
	専務員2名	パトロール員2名	専務員1名	専務員1名	専務員1名	専務員1名
コスト	約10,000千円 監視員 約25,000千円 料金徴収員 約16,000千円		約49,000千円のコスト減 (10,000+35,000+14,000千円)		約82,000千円 (131,500-49,000=82,500千円)	

雁坂トンネル削減案

委託項目	トンネル名称		雁坂トンネル(現行)	削減案	削減理由	費用(千円)	削減額
	トンネル延長	交通量					
			C=6,625m 1,800台/日				
1 内装改修工事			内装改修回数 yearly 4回(年2回)	1回/2年	本川回車道改修工事の基 礎		
2 路面清掃			1回/2ヶ月 路面清掃 (路面清掃車(賃借別添))	1回/3ヶ月	東日本高速道路からの運搬 (C=200未満)		
3 公衆防犯清掃			夏:月、水、木、金、土、日 冬:月、水、土	左記の2/3	調査・検針費	3,111	-5,566
4 浄化槽維持管理			点検:6回/年(浄化槽法) 清掃:1回/年(浄化槽法)	点検:6回/年 必要 清掃:1回/年(浄化槽法)			
5 管理操作設備点検			4回/年(3ヶ月2回、6ヶ月、 12ヶ月)	4回/年	他トンネルより増大		
6 監視用テレビ監視点検			2回/年	4回/年	点検箇所の数が増え 非効率な点検のため		
7 監視用テレビ監視点検			1回/年	1回/2年	監視は法定点検(無検 査)のため、1回/年 で十分対応は可能		
8 監視用テレビ監視点検			1回/年	1回/年	他トンネルと同様		
9 監視用テレビ監視点検			1回/年	1回/年	他トンネルと同様		
10 監視用テレビ監視点検			1回/年(3箇所)	1回/2年	監視箇所が減少し 使用頻度が低い	41,568	-15,530
11 防災・換気設備点検			1回/年(取替)	1回/2年	現行設備点検は毎年必要 なため、削減は可能		
12 換気設備点検			2回/年	1回/年	他トンネルに準ずる		
13 料金収受設備点検			2回/年	2回/年	他トンネルと同様		
14 電気工作物設備点検			毎月(電気事業法)	毎月	必要 (法定点検・電気事業法)		
15 消防設備点検			1回/年(消防法)	1回/年	必要 (法定点検・消防法)		
16 非常用発電機設備点検			1回/年	1回/年	他トンネルと同様		
17 清掃・点検費用計(1~16計)			65,765			44,679	-21,085
18 料金収受業務			63,000			64,000	-14,000
19 道路監視業務			63,500			28,500	-35,000
20 委託費用計(17+18計)			131,500			82,500	-49,000
21 電気料			62,700		別添電気料を参照	53,250	-7,450
22 合計(17+19+21)			257,965			180,739	-77,226

(注)上記18については、平成20年度の計画で56,000千円をおりこんで、
従って、平成21年度見直し案は(69,000-36,000)×18年=954,000千円が管理費削減した内容となっている。

収支予算の詳細(道路版)

() 書きが平成21年2月管理費削減案見直しによる数値である。

通行料収入×10%

収支差額を積立てたもので
A - B

年度	収入				支出					償還準備金
	通行料金収入	修繕準備金取崩額	県借入金	道路損失補填金からの借入金	管理費	国への償還金	長期借入金		道路損失補填金	
							元金償還金	利息		
平成10年 ～ 平成19年 までの実績	53億	-	-	3億円	33億	6億	9億	3億	5億	11億
平成20年 ～ 平成40年	76億 (79億)	8億 A	12億借入 ▲12億返済	9億 (▲3億)	63億 (59億)	14億	8億	1億	7億 (8億)	A-B 13億 (26億)
合計	129億 (132億)	8億	-	12億 (0)	96億 (86億)	20億	17億	4億	12億 (13億)	24億 (37億)

(注)上記は1億円単位で表示したため集計上1億円のズレが一部発生している。

償還準備金 24億円 - 建設資金 49億円 = ▲25億円

▲25億円 + 損失補填金 12億円 = ▲13億円 山梨県と埼玉県の出資金が免除されれば、精算が可能な収支予算見込となっている。

平成21年管理費削減見直し後

償還準備金 37億円 - 建設資金 49億円 = ▲12億円

▲12億円 - 損失補填金 12億円 = 0 出資金の返還は可能となる。

山梨県道路公社

16- (2)

- (1) ローフトヒーティングしている灯油の在庫が8,800Lあり、在庫金額としては800,800円であるが、棚卸資産(貯蔵品)として計上されていない。毎事業年度末棚卸を行い、貯蔵品として資産に計上すべきである。
- (2) 過去5年間程度利用されていない口座が4件あるので、将来の事故防止のために、今後利用の予定がないならば解約すべきである。
- (3) 備品について、個々の備品を特定するために備品シールを貼付すると同時に現物の確認をする必要がある。現状では、ペルトコンベア取得価額360,000円、焼却炉取得価額339,806円は使用できず、修理の予定もないので除却する必要がある。

(1) ローフトヒーティングしている灯油が平成20年3月31日現在 西沢大橋融雪設備地下タンクに4,200L、管理棟融雪設備地下タンクに4,600Lあり、当時の購入単価が91円であることを考慮すると、800,800円の貯蔵品が存在するので資産計上することが必要である。

(2) 過去5年間利用されていない口座が次のとおり4口座あるので、将来の事故防止のため、今後利用の予定がないならば解約することが必要である。

金融機関	支店名	名 義	口座種別	口座番号	備 考
山梨中央銀行	河口湖支店	山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所	普通預金	335xxxx	
山梨中央銀行	河口湖支店	山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所	通知預金	2027xxxx	
山梨中央銀行	河口湖支店	山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所	定期預金	2084xxxx	
山梨中央銀行	県庁支店	山梨県道路公社	定期預金	2763xxxx	H14年3月30日以降取引なし

(3) 備品については、個々の備品が台帳と突合できるよう備品シールを貼付することが必要である。

また、現状では富士山有料道路のペルトコンベア(取得価額360,000円)及び焼却炉(取得価額339,806円)については、使用不能であるため、平成20年度において廃却し、廃却損を計上すべきである。

山梨県道路公社

16- (3)

雁坂トンネル有料道路の「雁坂・広瀬・奥秩父トンネル」の換気設備・非常用施設の保守点検結果において、早急に処理を必要とする項目がある。トンネルの安全確保を図り、県民等に危険が及ばぬよう対処して頂きたい。

雁坂・広瀬・奥秩父トンネルの平成19年度の換気設備・非常用施設保守点検結果は、次のとおりである。

- A: 早急に処理を必要とする。
- B: なるべく早く処理を必要とする。
- C: 状況の推移を観察し処理を決定する。

機器名	内 容	処置および対策	ラック
排風機	冷却ファン(BF-1~4)が全般的に塗装の剝離が生じている。また、冷却ファン(BF-3用)は軸方向の振動が許容値を超えている。	交換が必要である。	A
消火ポンプ	No.3消火ポンプ用始動コイルより油漏れがある。	新規品への更新が必要である。	A
運搬連絡機 加圧ポンプ	77より振動がある。 (内部軸受等の劣化によるもの) No.3・10・11・16	新規品への更新が必要である。	A
換気制御 処理装置	換気保守車下部駆動面冷却ファンが故障により異常である。 CR-K2故障により停止(1台)、 CR-K3軸受より異音(1台)	故障部ファン内部情報を別のファンに77のファンを移設することで現状復旧した。77を含む基板の更新が必要である。	A
防災制御 装置	防災車-ICRT画面に77より起動中の表示が点灯し、77が起動しない状態である。	交換が必要である。	A
計測機 (VI計)	安定化電源部に経年劣化がみられる。(4箇所)	交換が必要である。	A
空調ポンプ	2台共用ポンプ内部のファンが2台ともファンが磨耗している。	ファン交換が必要である。	A
77用ポンプ	地下換気所電気室上に設置しているNo.3~5号機軸受より異音が発生している。	77用ポンプ型軸受と電動機軸受の交換が必要である。	A

過去に発生している例えば日本坂トンネル火災事故のように大きな事故とならないようトンネル内の安全を確保し、有料道路利用者に危険が及ばぬよう対処して頂きたい。

山梨県道路公社

16- (4)

山梨県道路公社の会計処理は、企業会計原則に沿って処理されているが、一部独特の会計制度を有しており、道路公社の実態把握が困難である。

特に道路資産について減価償却を実施しないこと。また、償還準備金として、収入と支出の差額が赤字の場合は、償還準備金繰入額として費用計上し、また、収入と支出の差額が赤字の場合は、償還準備金取崩益を計上するなどにより収支の調整が行われていることである。

これは、道路整備特別措置法により、有料道路事業は償還準備金繰入額が建設事業費に達した時に無料開放し、あわせて道路資産を本来の道路管理者に帰属することとなっているためである。

全国の地方道路公社が同様の会計処理を行っていると思われるが、会計処理の見直し等を行うことにより実態把握のしやすい会計規程になるよう、国に働きかけることも必要と思われる。

地方道路公社の会計処理について、昭和63年10月15日建設省道路局路政課長通達で次のように規定された。

1. 会計処理基準の標準化について
臨時行政調査会及び臨時行政改革推進審議会の答申並びに総務庁の特殊法人に関する調査結果及び勧告の趣旨を踏まえ、昭和62年10月2日、特殊法人等の会計処理基準に関する財政制度審議会公企業会計小委員会中間報告「特殊法人等会計処理基準」(以下「処理基準」という。)が行われたことにかんがみ、道路関係公団の財務会計関係省令の改正に併せて、企業会計原則に沿った改正を行うこととしたものである。

2. 道路資産の減価償却方法について
昭和59年11月、総務庁「特殊法人に関する調査結果報告書」において「道路資産の特殊性を考慮して会計処理として適切な費用計上の在り方について検討する」よう勧告が行われたことを踏まえ、道路の供用による収入が当該道路に係る費用を超えるものについてその超過額を当該道路の減価償却費として計上するという従前の取扱いを改め、道路資産から生ずる収支差益(各道路別の収支差益と収支差損の正味差益)を計算することにより道路資産への投下資金の正味回収額(無料開放に備えての償還資金留保額)を毎期明らかにし、この額を損益計算書上「償還準備金繰入額」(収支差損の場合には「償還準備金取崩額J)として計上するとともに、その累計額を貸借対照表上「償還準備金」として計上することとしたものである。
したがって、従前負債の部に計上していた「減価償却引当金」(又は資産の部にマイナス計上していた「減価償却累計額」)を廃し、新たに「償還準備金」の

勘定科目を負債の部の「特別法上の引当金等」の区分に設けて計算するものとすること。
なお、道路資産の無料開放時には、当該道路の帳簿価額を減額するとともに、同額だけ「償還準備金」を取り崩すものとする。

上記を踏まえ、山梨県道路公社会計規程で次のように定められている。

(道路の償還準備金)

第76条 規程第58条に規定する償還準備金の額は、毎事業年度の当該道路に係る道路料金収入、営業雑収入、利息収入及び雑収入の合計額から当該道路に係る道路管理費、一般管理費、支払利息等、雑支出、有形固定資産減価償却費、道路事業損失補填引当損、退職手当引当損、修繕準備引当損及び維持改良費の合計額を控除した残額に相当する額で、収益が費用を超えるときは、償還準備金繰入額とし、収益が費用に満たないときは、償還準備金取崩額とする。

★上記のように道路資産を減価償却をせず、第76条のように収支の差額を償還準備金繰入又は取崩すということは、結果として収支をトントンにすることを意味する。この結果、道路公社の経営実態の把握が困難となっている。

(財)山梨県公園公社

17- (1)

(財)山梨県公園公社は、平成18年4月1日より笛吹川フルーツ公園、曾根丘陵公園及び富士川クワトロパークの指定管理者となった。これらの事業は税務上の請負事業(収益事業)であり、一般会計で処理している。売店事業(収益事業)は特別会計で処理している。

当法人は、恒ぼすべて収益事業を行っているため、役員賞与は、税務署に事前確定届出給与に関する届出書を提出しない限り損金(費用)とは認められない。当法人の平成18年度の役員賞与287万円、平成19年度の役員賞与297万円は事前確定届出給与に関する届出書がないため損金と認められない。このため平成18年度の法人税等の納付不足額102万円、平成19年度の法人税等の納付不足額105万円が発生している。

平成18年度及び平成19年度の賞与の支払状況は次のとおりである。

	H18年6月	H18年12月	H19年6月	H19年12月
A役員	668,000 円	725,400 円	711,450 円	778,410 円
B役員	711,450 円	778,400 円	711,450 円	778,410 円
合計	1,379,450 円	1,503,810 円	1,422,900 円	1,556,820 円
平成18年度役員賞与合計額	2,878,260 円			
平成19年度役員賞与合計額	2,979,720 円			

役員賞与が損金として認められないことによる法人税等への影響額は、次のように計算される。

	平成18年度	平成19年度
法人税	2,878,000円×22% = 633,100 円	2,979,000円×22% = 655,300 円
法人県民税	633,100円×5% = 31,600 円	655,300円×5% = 32,700 円
法人事業税	2,878,000円×9.6% = 276,200 円	2,979,000円×9.6% = 285,900 円
法人市民税	633,100円×13.1% = 82,900 円	655,300円×13.1% = 85,800 円
	<u>1,023,800 円</u>	<u>1,059,700 円</u>

(財)山梨県公園公社

17- (2)

「富士川クワトロパークの下山地内の3」植栽管理業務において、平成18年度に843万円で落札したD社の次に入札額が低かったB社(入札額1,151万円)が平成19年度に指名業者からはずれた。

平成19年度は、平成18年度と仕事の仕様内容は全く同じであるが、落札業者は平成18年度と同様のD社で、落札額は1,470万円となった。平成20年度の1回目の入札はD社が1,508万円が一番低かったが、予定価格を超えたため不調となり、2回目の入札でもD社が1,470万円と一番低かったが、やはり予定価格を超えたため不調となり、指名業者をすべて入替えて再入札を実施し、予定価格の範囲内である1,410万円で落札された。

入札結果から考察すると、平成18年度は指名業者間の激戦の実態が反映され、平成19年度は指名業者間で特別な競争がなかったため(結果的に高い落札率99.5%)、平成18年度と仕事の仕様内容が全く同じであるにもかかわらず、前年度よりも627万円多い額で落札したと考えられる。これは平成20年度も指名業者間で特別な競争がなかったと考えると入札結果の1回目、2回目が納得できる。以上の検討結果から考えれば入札に際し、次の事に留意すべきである。

- (1) 当時の指名実態の調査を行うべきである。
- (2) 指名業者を入替える時は、前回の入札結果を参考に一番高い者を入替えるの対称にするべきである。
- (3) 一定額(例えば予定価格1,000万円)以上は一般競争入札を検討する。
- (4) 入札に際し複数年契約を行い、年間契約額の削減を図る。

平成18年度、平成19年度、平成20年度の入札結果状況は、次ページの通りである。

指名業者はどこを選定するかを経緯について担当者に確認したところ、平成18年度については、指名業者選定経緯資料については、すべて人事異動時に破棄していることなので、当時の担当課長に問い合わせたところ下記の回答をいただいた。

指名にあたっては、公平性や競争性を高めるため、できるだけ入れ替えを行うよう努めてきた。
指名選定にあたり特に記憶に残るようなことはなかった。
また、前年の応札金額は指名基準の要件になっていないので、指名選定にあたっては向ら考慮していない。

クラフトパークの植栽管理	6社指名不調		6社指名不調		全業者入替
19年度	20年度(計画)	20年度(実績)	20年度(計画)	20年度(実績)	20年度(実績)
A社	15,800千円	14,830千円	15,120千円	15,000千円	
※ B社	11,510千円	指名無し	指名無し		
C社	指名無し	14,800千円	指名無し		
D社	9,430千円	14,700千円	9,950千円	15,080千円	14,700千円
E社	16,200千円	14,800千円	千円	千円	
F社	16,300千円	14,750千円	15,300千円	15,000千円	
G社			15,220千円	15,050千円	
H社			15,150千円	14,930千円	
I社			15,200千円	14,950千円	
J社					14,300千円
K社					14,800千円
L社					14,900千円
M社					14,500千円
N社					14,100千円
O社					15,000千円

平成16年度 16,710千円 平成17年度 14,770千円 平成18年度 14,900千円 平成19年度 14,200千円 平成20年度 14,200千円

峡南建設事務所管内、中北建設事務所管内方で約30業者がある。
 上記のように植栽管理について、県道の植栽事業の入札結果を峡南建設事務所管内で調査したところ、次のような結果が得られた。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
I社		6,250,000			
O社			6,280,000	6,940,000	
V社	6,300,000	6,200,000	6,240,000	5,900,000	5,900,000
T社		6,230,000			
S社		6,300,000	6,350,000		
K社		6,260,000	6,300,000	5,980,000	
M社			6,310,000		
S社				5,950,000	5,950,000
S社				6,000,000	
I社					5,920,000
K社					5,950,000
T社					6,000,000
※定価格(税抜)				6,059,000	6,040,000

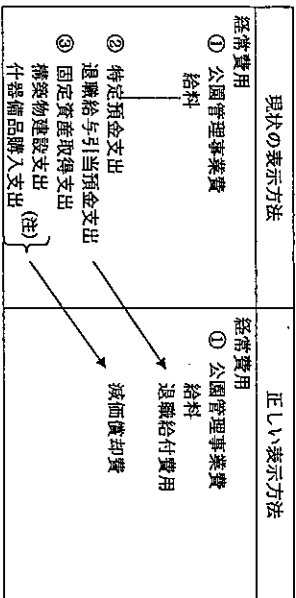
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
T社		6,985,000			
Y社				7,050,000	7,100,000
M社					
S社	6,500,000	6,900,000	6,800,000	6,900,000	指名外
I社		6,980,000	6,840,000	7,080,000	
O社		6,930,000			
M社		7,000,000			
K社			6,880,000	7,050,000	
T社			6,900,000	7,050,000	
A社			6,850,000		7,050,000
T社					7,020,000
S社					7,100,000
T社					7,000,000

(財)山梨県公園公社

17-(3)

- (1) 正味財産増減計算書の特定預金支出及び固定資産取得支出の表示方法が、新公益法人会計基準に準拠していないため、適正な表示に改める必要がある。
- (2) 償却資産税の申告が平成19年度、平成20年度に必要であったが、行われていなかった。
- (3) カヌー一業務委託契約が当財団のカヌー一場徴収事務取扱要領と相違したので、今後事務取扱要領を変更するか取扱要領どおりに徴収する必要がある。

(1) 正味財産増減計算書の記載について現状の表示と正しい表示方法を示せば次のとおりである。



(注) 取得した固定資産は30万円以下なので全額減価償却費として計上してある。

- (2) 償却資産税の申告を山梨市に行う必要があるが行われていない。最低限必要な対応は行う必要がある。
- (3) カヌー一業務委託契約は、契約者：(財)山梨県体育協会 契約期間：18年4月1日より21年3月31日までの3年間 契約金額：11,248,000円(税込)
 (財)山梨県体育協会に委託している富士川クラブパークのカヌー利用料等については、(財)山梨県体育協会より4月から7月分をまとめて8月に、8月から11月分をまとめて12月に、当財団に入金されている。しかしながら、「カヌー一場徴収事務取扱要領」によれば毎月月初日から15日を20日振込、16日から末日を翌月5日に振込とされており、実際の入金と事務取扱要領との相違がある。今後は取扱要領を変更するか、取扱要領どおりに徴収する必要がある。

(単位：円)

入金対象期間	入金日	入金額
19年4月から7月分	平成19年8月24日	294,655
19年8月から11月分	平成19年12月18日	319,165

(財)山梨県公園公社

17-(4)

- (1) 平成20年3月31日の買掛金残高5,248円は、商品返品現金収入について仕入の戻しとすることで誤って買掛金を計上してしまっただけのため平成20年度において雑収入に計上する必要はある。
- (2) チケットの枚数が110,100枚あり金額としては、29,685,000円である。一部は金庫に保管されているが、大部分は倉庫に保管されている。今後解放することでも考慮し、事業終了時に責任者立会の方え廃棄するか、継続使用するのであれば、引継事務の徹底を図る必要がある。
- (3) 領収書の発行について問題がある。つまり売店でお客様にレジのレシートを発行しているにも関わらず、別途(財)山梨県公園公社の領収書も発行しているケースが1件みられた。独自の領収書を発行するのであれば、レシートは回収すべきである。今後、事務処理の適正化が望まれる。所有権が山梨県にある建物の建物表示登記の原本を公園公社で保管しているが、保管すべきところは山梨県であると考え。
- (5) 平成19年1月から6月分までの源泉徴収控額の納付不足額122,570円があり、不納付加算税6,000円、延滞税2,500円が発生していた。(但し、平成20年4月7日納付済)

(1) 商品返品の現金を受け入れたとき①のように会計処理すべきものを②として会計処理を行ってしまった。従って③の修正仕訳を平成20年度で行う必要がある。

① 現金預金	5,248	仕入	5,248
② 現金預金	5,248	買掛金	5,248
③ 買掛金	5,248	仕入(又は雑収入)	5,248

- (2) チケットの枚数が11万枚でチケットの額が29百万円である。平成21年度より指定管理者が変更になるため、チケットによる事故がないよう処置する必要がある。最終的には全部廃却か、または引継ぐかのどちらかになると思うがチケットだけに危険性が高いため、公社と新指定管理者とのしっかりした事務引継ぎが欠かせないと考える。
- (3) 領収書の発行を同じ案件について二重で渡すことのないよう職員に注意を喚起する必要がある。こちらに悪意はなくとも、相手方が誤った使い方をする場合も考えられなくはないためである。
- (4) 建物表示登記の原本は、建物の所有者が山梨県であるため、山梨県で保管することが必要である。
- (5) 源泉徴収控額の納付不足が発生しないよう事務処理上の誤りが生じないようにすべきである。

(財)山梨県公園公社

17- (5)

(財)山梨県公園公社は、平成21年より解散・清算事務が行われていくが、固定資産の現物管理が現状不明確となっているので ①公社が購入したもの ②①に関連して現物が無いもの、使用不能なもの、使用不能であるが修理して使用するものの詳細な確認を行う必要がある。

現在、当財団の工具器具備品で資産に計上されているものは7件であるが、公社で購入した備品等には下記のものがあり、解散を予定している当財団はこれら備品等を山梨県に無償で譲渡するのか、新しい指定管理者に有償または無償で譲渡するのか、廃却するのかを明確にすること。

公社購入備品等

品名	数量	品名	数量
(総務関係)			
ノートパソコン	12台	パソコン	1台
パソコン	4台	プリンター	2台
プリンター	2台	デジタルカメラ	1台
スキャナー	1台	トランシーバー	他3件
デジタルカメラ	1台	小計	4台
シムレット他11件	21台		
小計	41台		8台
(管理関係)			
動力噴霧機	1台	プリンター	1台
高速切断機	1台	デジタルカメラ	1台
チェーンソー	2台	掃除機他58件	59台
投光器	3台	小計	61台
デジタル機他24件	25台		
小計	32台		
(企画関係)			
取得価額			
冷蔵ショーケース	198,000円	東芝クーラーユニット	1台
売店用アヒナ冷蔵庫	544,425	乾燥機・洗濯機	3台
冷蔵機内蔵クーラーユニット	463,575	金庫他28件	24台
売店商品陳列棚	299,880	小計	28台
売店用青果棚	535,500	総合計	391台
梱包機	147,000		
ロールスターリール	368,760		
ラウンドテーブル	210,000		
ワゴン棚他	214件		
小計	221台		

(財)山梨県公園公社

17- (6)

当財団は(財)山梨県富士川地域地場産業振興センター(以下センターという)と「富士川地域地場産業振興センター管理費協定書」を平成19年3月30日に締結しているが、当該協定書と異なる精算を平成19年度に行い、代金支払期間も異なる。協定書と異なる処理を双方で了解しているのであれば、実態に即した覚書きを作成するか、毎年実績額に基づいて精算することが必要である。

富士川クラフトパークの諸管理費は、当財団がすべて支払い、センター部分については、一定の基準でセンターに請求することになっていて、「富士川地域地場産業振興センター管理費協定書」による具体的内容は次のとおりである。

- ① 協定期間は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までである。
- ② 協定書で定める管理費は、水道料、電気保安業務委託料、電気料、浄化槽管理委託料、貯水槽管理委託料、その他必要に応じた費用である。
- ③ 管理費の支払は、別紙詳細な按分算定書により算定される管理費を支払うものとする。また当該支払は書面により3月毎にセンターに請求し、センターは書面を受理した日から30日以内に支払うものとする。

しかし、当該管理費については、平成14年度から平成18年度の間、センターの徴収実績額を確認すると下記のとおりである。

H14からH18の間、センターの徴収実績額					
H14	H15	H16	H17	H18	提案額(6年の平均)
6,593,075	5,915,262	5,748,108	5,405,972	4,627,459	5,657,000

平成19年度より光熱費及び委託料を指定管理料から差し引いた額
(H17.11~H18.11の光熱費及び管理料実績を協定書に基づき積算) 5,733,000

差 額 ▲76,000

過去5年間の工芸館分徴収実績は、5,657千円/年となり、平成19年度の指定管理料から差し引く額と比較すると76千円高くなっている。

H18年度以前は、県とセンター(ふるさと工芸館)で交わされている管理協定に基づき管理費は、県に納付されていた。県は納付された管理費を含め指定管理者(当財団)へ委託料を支払っていたが、H19年度より管理協定を、センター(ふるさと工芸館)と指定管理者(当財団)で直接交わしたことにより、管理料が県を経由しなくなり、その結果富士川クラフトパークの指定管理料について管理費相当分5,733千円が減額となった。

上記から実績と協定書を基に試算した数値に差が生じていることから、今後実態に基づいた協定を交わす必要がある。

(財)山梨県公園公社

177-(7)

諸規程は整備されているが、当該諸規程とおりの運用がなされていないものが次のとおりあるので、諸規程に準拠した対応が必要である。

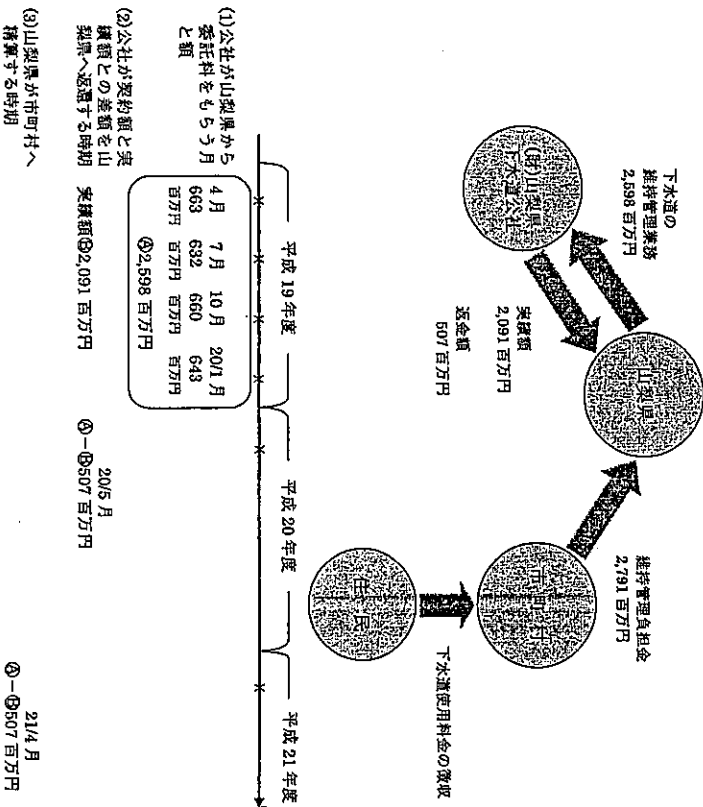
諸規程名	現 状	改善すべき対策
被服等貸与規程	第3条で貸与する被服等の所在を明確にするために、被服等貸与簿(第1号様式)を備えることになっている。この様式によると貸与を受けた者が受領印を押すことになっているが押印されていない。 第6条で貸与を受けた者が職員でなくなった場合には、貸与を受けた被服を速やかに返納することになっているが、現状ベスト5枚、スカーフ11枚、カーデガソフ7枚とっており現物管理がなされていない。	被服等貸与規程に準拠する必要がある。
会計規程	第24条(領収書の保管)で「金銭を受受するための未使用領収書の保管は、出納責任者が厳重に保管し、不正の生じないよう充分な注意をしなければならない。」とあるが未使用の領収書自体が市販の領収書となっている。	市販の領収書では管理の徹底は困難である。また、市販の領収書は使用すべきではない。
会計規程	第8条(会計帳簿)「会社は主要簿と補助簿を備え、複式簿記に従い会計事実を明確かつ整理し、複式簿記にしなければならない。このうち補助簿の基本財産明細帳が平成18年3月31日まで作成されているがその後作成されていない。」	会計規程に準拠して基本財産明細帳を作成する必要がある。
文書取扱規程	第6条書留、親展文書、物品等については、閉封のまま特送郵便物等收受簿(第3号様式)に記載し、宛名人に送付しなければならないと規定されているが、そもそも第3号様式がなく、特送郵便物等收受簿が作成されていない。	実態に即して規程の見直しが必要である。
就業規程	第34条1. 公社職員証を別図のとおり定める。2. 職員は常に公社職員証を携帯しなければならない。とあるが、そもそも公社職員証が未作成である。	就業規程に準拠した対応が望まれる。

(財)山梨県下水道公社

18-(1)

山梨県は、各流域下水道関連市町村と共に作成した「財政計画」を基に、毎年度、市町村から4期に分けて維持管理負担金を徴収している。
平成19年度には、維持管理負担金約2,791百万円(初期赤字負担金を含む)を徴収し、下水道公社と4流域の総額約2,598百万円で委託契約を締結している。年度末の実績額が2,091百万円であり、507百万円の返金額があるが、山梨県と市町村の精算は実質的に1年後に充当される。山梨県と市町村の精算を山梨県と公社の精算時に合わせて行うことを再検討すべきである。この原因は財政計画に基づく維持管理負担金と実績額との間に差が生じているためであり、今後財政計画の策定においてその差を縮減する方策を検討し、過大な徴収、積算額を縮小するよう協議する必要がある。

山梨県は維持管理負担金を市町村から徴収し、そのお金で(財)山梨県下水道公社(以下「公社」という)に下水道の維持管理業務を委託している。平成19年度の救済を利用して図で示せば下記のとおりである。



山梨県が公社へ支払う下水道の維持管理料と公社における下水道の維持管理料の実績額との間に多額の差異が発生する理由は、山梨県が市町村から徴収する下水道の維持管理負担金が財政計画水量に基づいたものであるためである。過去5年間の流域下水道別の財政計画水量と実績水量を示せば下記のとおりである。

各流域下水道の財政計画水量と実績水量の推移

流域名	水量	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
富士北麓	財政計画水量	m3/年 11,595,000	10,729,000	11,355,000	11,628,000	11,095,000
	実績流入水量	m3/年 7,234,936	7,675,808	7,496,007	7,321,526	7,581,999
斐波	財政計画水量	m3/年 4,360,064	3,053,192	3,858,993	4,306,474	3,563,001
	実績流入水量	m3/年 11,259,000	11,317,000	12,658,000	13,323,000	12,418,000
山梨東	財政計画水量	m3/年 8,561,555	9,183,627	9,274,332	9,319,948	9,589,416
	実績流入水量	m3/年 2,697,445	2,133,373	3,283,663	4,003,052	2,828,534
山梨西	財政計画水量	m3/年 14,268,000	15,574,915	16,504,945	18,133,200	18,133,200
	実績流入水量	m3/年 10,307,265	12,141,382	13,236,618	13,192,579	14,107,183
桂川	財政計画水量	m3/年 3,960,735	3,439,618	2,338,297	3,412,366	4,026,017
	実績流入水量	m3/年 515,000	1,468,000	2,391,000	2,752,000	2,752,000
差		m3/年 275,083	678,276	989,322	1,413,660	1,338,340
差		m3/年 239,917	786,724	1,401,678	1,338,340	1,338,340

この財政計画水量を基に山梨県は、市町村から下水道の維持管理負担金を徴収しているが、上記が示すように過去5年間に於いて財政計画水量と実績水量が大きく乖離している。財政計画水量は3年毎に見直しが行われているが、それでも財政計画水量と実績水量とに乖離がみられることから、この乖離を小さくすることを検討する必要がある。今後は市町村の負担の軽減を図り、年度終了後市町村負担金へ充当するのを1年も遅延させることなく公社が山梨県に精算すると同時にを行うことが必要である。

山梨県が市町村への精算を1年遅延している過去5年間の各流域別金額の推移は、次のとおりである。

流域	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
富士北麓浄化センター	104,108,950	103,149,785	114,385,438	182,400,347	132,368,520
斐波浄化センター	132,396,743	115,982,212	99,070,077	146,868,708	135,151,912
山梨東浄化センター	112,368,076	197,747,298	174,062,132	176,399,028	179,952,281
桂川浄化センター	55,125,789	50,112,953	74,751,480	60,531,947	60,531,947
返金額合計	348,873,774	472,005,084	437,630,660	580,419,563	507,994,660

山梨県の市町村への精算が1年遅延している年度毎の総額

(注) 桂川清流センターについては、平成16年4月に一部が供用開始したため平成15年度は数値がない。

H15～19 財政計画・契約額・精算額の状況

流域	項目	H15	H16	H17	H18	H19
富士北麓1市1町2村	財政計画	693,960,790	642,130,650	679,596,750	695,335,800	594,137,250
	契約額	572,387,550	576,086,650	609,733,950	625,097,550	549,150,000
	精算額	469,253,476	473,813,395	496,233,208	443,567,294	417,766,334
	市町村負担金精算額	224,707,976	163,318,231	133,353,773	252,369,299	176,747,110
斐波4市	財政計画	815,714,650	724,853,850	804,339,900	853,338,150	743,217,300
	契約額	695,882,900	673,396,450	697,059,300	752,527,650	711,900,000
	精算額	564,443,755	555,299,266	698,879,619	606,529,023	577,792,942
	市町村負担金精算額	251,271,090	166,554,674	205,460,755	246,809,832	165,495,240
山梨東4市	財政計画	132,396,748	116,982,212	99,070,077	146,868,708	135,151,912
	契約額	973,791,000	1,063,403,250	981,220,000	1,046,112,000	1,142,392,000
	精算額	862,693,650	921,273,150	957,397,390	995,868,000	999,100,000
	市町村負担金精算額	751,332,695	724,419,033	794,237,126	810,337,058	810,122,573
山梨西4市1町	財政計画	222,458,741	338,994,938	196,983,812	235,775,759	332,270,185
	契約額	112,368,076	197,747,298	174,062,132	176,399,028	179,952,281
	精算額	266,206,250	255,430,350	317,625,000	353,772,300	348,600,000
	市町村負担金精算額	201,197,386	32,176,964	288,413,696	279,890,901	289,042,906
桂川4市1町	財政計画	55,125,789	50,112,953	74,751,480	60,531,947	60,531,947
	契約額	2,483,466,300	2,696,594,000	2,795,998,400	2,959,208,200	2,851,287,750
	精算額	2,130,914,100	2,426,184,600	2,581,815,600	2,717,253,500	2,598,750,000
	市町村負担金精算額	1,785,029,896	1,957,729,100	2,147,753,849	2,140,324,261	2,004,654,755
返金額合計	契約額	698,437,807	706,034,707	616,985,348	776,421,492	697,165,392
	精算額	472,005,084	473,813,395	437,630,660	580,419,563	507,994,660
	市町村負担金精算額	348,873,774	252,369,299	205,460,755	246,809,832	165,495,240
	公社からの返金額	133,931,310	121,444,096	132,169,905	133,609,731	142,499,420

注1) 桂川については、初期赤字累積額分(60,073千円)を含む。
 注2) 流域合計にも、初期赤字累積額分を含むため、市町村の負担額は、2,791,214,750円となる。
 注3) 流域合計12市は、一部が閉鎖する市があるため合計が13市になっている。

(財)山梨県下水道公社

18-(2)

棚卸資産としての貯蔵品(薬品、A重油、消耗品)が約1,450万円以上が計上されていないため、期末に棚卸を行うと併に貯蔵品の在庫金額を資産に計上する必要がある。

A重油、特A重油、軽油の富士北麓、吹東、釜無川、桂川の各センター別の平成19年度末(20年3月31日)現在の在庫量68,118Lおよび在庫金額5,213,268円は、次のとおりである。

燃料年度末残量表 (H19年度末)

センター名	油種	残量(L)	単価(税込)	金額	
富士北麓	センター内 A重油	10,500	88.20	926,100	
	河口湖第1P 特A重油	310	71.40	22,134	
	河口湖第2P 特A重油	150	71.40	10,710	
			小計	958,944	
吹東	センター内 A重油	11,968	87.15	1,042,575	
	浅川P 特A重油	440	89.25	39,270	
	日川P 軽油	716	135.00	96,660	
	金川P 軽油	211	135.00	28,550	
				小計	1,207,055
釜無川	センター内 A重油	16,610	64.05	1,063,871	
	双葉P A重油	4,290	84.00	360,360	
	市川大門P A重油	3,280	84.00	275,520	
	敷島P A重油	580	84.00	48,720	
	垂崎第1P A重油	710	64.05	45,476	
	垂崎第2P 特A重油	420	63.00	26,460	
	田舎P 軽油	440	98.00	43,120	
				小計	1,863,526
	桂川	センター内 特A重油	7,948	66.15	525,760
		特A重油	1,000	92.40	92,400
松留P 特A重油		4,650	66.15	307,598	
川合P 特A重油		3,900	66.15	257,985	
			小計	1,183,743	
	合計			5,213,268	
	内訳		A重油	3,762,621	
			特A重油	1,282,317	
			軽油	168,330	

注)単価については、給油時の単価採用
※は、今年度末給油

薬品は富士北麓で言えば、薬品数164種類について未開封のものを在庫として処理しているが、開封済の在庫も薬品管理上の観点からも全て在庫として棚卸資産として計上すべきである。

センター名	水質検査薬品A 水処理・汚泥処理薬品B		薬品数	未開封在庫額 (税込)	開封済在庫額 (税込)
	A	B			
富士北麓	A		157	281,421円	224,802円
	B		7	1,078,812円	915,144円
吹東	A		250	447,573	285,264
	B		8	1,290,313	2,394,311
釜無川	A		173	424,337	223,927
	B		6	4,307,940	2,016,941
桂川	A		134	226,128	223,495
	B		1	189,000	61,992
合計	A + B			8,245,524円	

棚卸資産として、追加計上すべき額 6,345,876円

蛍光灯、グリス、オイル、Vベルト等の消耗品の富士北麓、映東、釜無川、桂川の各センター別の平成19年度末(20年3月31日)現在の在庫量は、次のとおりである。在庫金額は、3,044,945円となっている。

消耗品名	富士北麓 浄化センター	映東 浄化センター	釜無川 浄化センター	桂川 浄化センター
直管蛍光灯40W(昼白色)	117	42	212	134
直管蛍光灯40W(白色)	186	142	157	79
直管蛍光灯20W	25	12	15	37
直管蛍光灯10W	49	36	48	166
フロッカー用フロッカーリソジ			2	
オートエー用軽重フロッカ			4	
オートエー用軽重紙			31	
フロッカー用リソジ			5	
風向風速計用記録用紙	13		2	
雨量計用リソジカセット	15		8	
雨量計用記録用紙	7		16	
ソリダ電球40W	13	3	8	53
クロマソジ(FG1E)	35	1	65	32
クロマソジ(FG7E)	49	37	99	25
直管蛍光灯40W(標準灯用)	25	16	38	
水銀等その他	2,893	27		
グリス				
目石レゾルマAPI(6kg缶)他	56	54	15	22
その他				
目石レゾルマAPI(20L缶)他	92	14	42	8
V-6H				
A-32他	86	88	118	24
B-48他	88	90	81	12
SA-200他	83	4	140	16
合計(金額)	1,377,419	609,995	752,957	304,574
4センター合計(金額)				3,044,945

★ ★ 結論
A. 重油等 5,213,268円 + 薬品 6,345,876円 + 消耗品 3,044,945円 =
合計 14,604,089円を貯蔵品として、平成19年度の決算報告書に計上すべきであった。

(財)山梨県下水道公社

18-(3)

退職給付引当金は「重要な会計方針」の引当金の計上基準どおりに計上されていない。現状、退職給付引当金は103,368,004円であるが、計算誤りなどにより実際のあるべき計上額は110,609,554円となり、差額7,241,550円については平成20年度に追加計上すべきである。

(財)山梨県下水道公社における退職給付引当金は、平成19年度事業報告書の「重要な会計方針」の引当金の計上基準で、次のように記載している。

引当金の計上基準
退職給付引当金・・・職員の退職に備えるため、給与規程による期末退職給付の自己都合要支給額を基礎として計上している。

退職手当の具体的計算については、(財)山梨県下水道公社給与規程第10条で「この規程の実施のための手続、その他その執行について必要な事項は、山梨県職員の例に準じ理事長が定める。」とある。

公社では、①予算の範囲内で、順次山梨県職員の例により退職給付引当金の額を計算したが予算超過が避けられず、金額の多い8名について予算の範囲内となる調整計算を行っていた。→予算を超過しても正しく計算し引当てる必要がある。

②山梨県職員の例により計算した額が当該計算自体が山梨県職員の場合としていなかった。

内容としては、退職金の計算にあたり旧制度の計算と新制度の計算の2種類あり、
(イ) 旧制度の退職金 > 新制度の退職金 の場合旧制度の退職金を支給
(ロ) 旧制度の退職金 < 新制度の退職金 の場合は抑制措置により、その額が最大500,000円除算される。

上記の計算過程の抑制措置の計算を誤ったものである。

この結果23名全員について、退職給付引当金を再計算したところ平成19年末の実際あるべき残高は110,609,554円である。このため平成20年度において、差額分7,241,550円を追加計上するとともに、特定預金の退職給付引当預金も同額増加する必要がある。

(財)山梨県下水道公社

18- (4)

- (1) (財)山梨県下水道公社は山梨県から4つの流域下水道の維持管理業務を受託しているが、公社が受託料の範囲内で固定資産(原子吸光光度計の備品を取得価額9,555,000円)を取得した場合、業務委託契約書からでは、どちらに所有権があるのか明確となっていない。他の出資法人の所管課に確認してみると所有権が受託者にあたり、委託者にあたりと取扱いがまちまちであるため、業務委託契約書で明確にすべきである。
- (2) 釜無川浄化センターの電気料金の3月分の未払分(双葉ポンプ場、市川大門ポンプ場、数島ポンプ場)合計409,116円が計上されていないため、計上すべきである。
- (3) 平成16年8月25日以降使用していない口座(山梨中央銀行 富士見支店 口座番号118×××)は事故防止の為、今後も使用見込がないならば、早急に解約すべきである。
- (4) 運転管理業務委託契約等、契約開始日に契約書面が完了していないので、契約開始日に契約書を取り交わすことが必要である。

(1) (財)山梨県下水道公社は、山梨県から富士北麓・峡東・釜無川・桂川の4つの流域下水道の維持管理業務を受託している。公社は受託料の範囲内で固定資産を次のように購入し、公社の固定資産として計上している。

取得年度	備品名	メーカー名	取得年月日	耐用年数	償却方法	取得価額
平成16年度	小型貨物自動車	桂川	16.4.9	6	定率法	1,450,000
平成16年度	貨物自動車	桂川	16.4.9	6	定率法	702,627
	自動探水装置	峡東	16.5.20	6	定率法	672,000
	管路点検機	桂川	17.1.17	5	定率法	638,925
	圧縮機兼循環式呼吸器	桂川	17.1.28	5	定率法	462,000
	2台ポンプ	桂川	17.1.31	7	定率法	168,000
	電動ポンプ	桂川	17.1.31	7	定率法	123,900
	電動ポンプ	桂川	17.1.31	8	定率法	103,950
	ポンプ	桂川	17.1.31	8	定率法	155,400
	ポンプ	桂川	17.2.18	5	定率法	168,210
	ポンプ	桂川	17.3.9	8	定率法	257,250
	計					4,902,282
平成17年度	自動探水装置	峡東	17.5.9	5	定率法	672,000
	分光光度計	富士	17.9.22	5	定率法	1,260,000
	自動探水装置	富士	17.9.30	5	定率法	688,000
	COD測定用バス	富士	17.11.30	5	定率法	399,000
	電磁気装置	峡東	18.2.6	8	定率法	1,596,000
	原子吸光光度計	峡東	18.3.9	5	定率法	9,555,000
	計					14,070,000
平成18年度	自動探水装置	峡東	18.9.28	5	定率法	688,000
	計					588,000
平成19年度	原子吸光光度計	峡東	20.2.6	5	定率法	913,500
	計					913,500

(財)山梨県青少年協会の所管課では、備品は県のものであるとの回答をしているが、受託料の中から固定資産を受託者が購入した場合の取り扱いを山梨県全体として再検討すべきと考える。

(2) 各浄化センターの電気料金については、3月の検針日から3月末日までの電気料金も含めて未払費用として計上されているが、電気料金が別途請求であるポンプ場などについては、3月の検針日から3月末日までの電気料金が未払費用として計上されていない。

例えば、釜無川浄化センターの双葉ポンプ場の3月分の電気料金の算定期間は2/18~3/17となっており、3/18~3/31までの14日間分については、未払費用に計上されていない。

検針日から3/31までの金額が大きいものについては、この3月分の電気料金を基に日割計算を行い、未払費用として計上することが望ましい。

双葉ポンプ場	640,230円×14/29	=	309,076円
数島ポンプ場	151,188円×9/29	=	46,920円
市川大門ポンプ場	220,069円×7/29	=	53,120円
	合計		409,116円

(3) 平成16年8月以降使用していない下記口座は、事故防止の為に今後使用見込がないのであれば、解約することが必要である。

名 義	金融機関	支 店	口座番号
(財)山梨県下水道公社 理事長 長谷川友宏	山梨中央銀行	310	118×××

(4) 4月1日契約分収入印紙を4月2日に購入しているが、運転管理業務委託等では、4月1日から翌年3月31日となっている契約もあり、契約書面の作成完了(契約日は4/1だが、印紙添付は少なくとも4/2以降)が契約期間中になっている。

財務規程第74条に「契約の相手方を決定した時は、遅滞なく契約書を作成しなければならぬ」とあり、契約開始日に契約書を取り交わすことが望ましい。(入札執行日 H19年3月8日 峡東運転委託 メイキョー)

(財)山梨県下水道公社

18-(5)

(財)山梨県下水道公社は、4つの流域下水道浄化センターの運転管理業務を委託している。保守点検結果について、毎月「X×浄化センターおよびポンプ場等機器故障一覧」(平成20年3月末現在未完了の故障)が提出される。この未完了の故障等は平成10年11月以降毎月報告書に記載(10年間120回)されているものもある。修繕の緊急性・重要度等を勘案して最終決定されていると思うが、修繕すべきものがあり、また、予算もある段階で経過観察を行っているのは再検討すべきと考える。

平成19年度機器故障・不具合未対応・継続監視一覧表

機名	発生年月日	場所・対象機器	内容	対応状況および今後の予定
富士北麓浄化センター	平成15年8月～	曝気ばり地床	No.1細目除塵機の不具合について	修繕を検討している。
	平成15年1月～	水処理	No.2かみ分選機排水ポンプ故障について、No.2も同様	No.2排水ポンプについては、至急修繕することとする。
	平成16年10月～	汚泥機	脱臭排気ファンへの表面仕上材の落下について	施工業者に必要を調査中
	平成17年6月～	管理本館	雑排水槽内の腐食について	補修を検討します。
セシヤ浄化センター	平成16年1月～	河口湖第1ポンプ場	脱臭機外側調整用固定ボルトの破損について	施工業者に確認中。値ど格段にて対応予定
	上記の他に平成15年5月から平成20年3月まで58件不具合発生している。			
セシヤ浄化センター	平成17年5月～	No.2かみ分選機調整・重量センサー	No.4脱臭機運転中に脱臭機重量力減	継続監視
	上記の他に平成17年9月から平成20年2月まで50件不具合発生している。			
セシヤ浄化センター	平成10年11月～	市川大門ポンプ場上層	窓ガラス5箇所割れている。	実質的に新しい劣化、機能的な劣化が生じるまで修繕しない。
	平成13年4月～	管理本館	煙突付近の壁(4㎡)が破損	補修して再発、補修方法を検討中
上記の他に平成9年6月から平成20年3月まで28件不具合発生している。				


(財)山梨県下水道公社


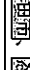
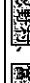
18-(6)

富士北麓の公共下水道水質検査結果によると、同一の採水ポイントで水質基準を上回る数値が、2回連続で発生していた。水質検査結果については、下水道公社から市町村へ報告され、市町村は山梨県に山梨県流域下水道維持管理要綱に基づき報告する。市町村の条例で定める下水道の排除基準を上回る数値に対しては、市町村条例に違反している可能性があることから、山梨県から市町村に原因究明の依頼を行い、市町村が原因究明調査を行うこととしている。しかし、一部の市町村からは原因究明の報告がなされていないため、山梨県と市町村が連携を強化し、適正な水質管理について徹底を図る必要がある。

富士北麓の公共下水道で同一の採水ポイントで排除基準を超過した市町村の水質検査結果は、次のとおりである。

市町村	A				B		
	H19年 第1回	H19年 第2回	H20年 第1回	H19年 第1回	H19年 第2回	H20年 第1回	
採水ポイント	ア	ア	ア	イ	イ	イ	
水質調査時点	第1回						
測定項目	単位	排除基準					
BOD	mg/L	600	570	580	110	550	580
SS	mg/L	600	240	240	88	520	340
N-437 (植物油)	mg/L	5	4	38	12	210	330

上記のように水質調査は、年2回行われている。このため排除基準を上回る検査結果に対しては、山梨県から早急に原因究明の依頼を各市町村に行うが、2回連続して排除基準を上回る検査結果が同一ポイントで出ていることは、1年間改善されていない可能性があることを意味する。山梨県は市町村との連携を強化し、適正な水質管理について徹底を図る必要がある。
平成19年度排除基準超過市町村は次のとおりであり、の部分の市町村については調査報告が未提出であった。

富士北麓			
峡東	山梨市、笛吹市、甲州市		
釜無川	南アルプス市、昭和町		

(財)山梨県下水道公社

18- (7)

(財)山梨県下水道公社のプロパー職員の給与規程は、他の出資法人のプロパー職員・山梨県職員等と比較して職務内容による級が低く抑えられている。下水道公社は県内4流域下水道の維持管理とともに下水道管理者の行政補完業務も行っており、職員の勤務意欲を高めるためには、給与制度の見直しが必要と考えられる。

(財)山梨県下水道公社のプロパー職員の標準的な職務と他の出資法人のプロパー職員・山梨県職員等を同一の級で比較すると下記のとおりである。

区分	標準的な職務内容	山梨県職員数	(財)下水道公社	(財)青少年協会	(財)やまなし産業支援機構	(財)体育協会
9級	部長	15人				
8級	次長	57人				
7級	参事・課長	69人				
6級	課長・課長補佐	764人		館長・所長	事務局長	事務局長・事務副次長
5級	課長補佐	411人		副館長・次長	部長	課長・所長
4級	主査・副主査	1,017人		課長・副主幹主査	課長	課長・課長代理主査
3級	主任	601人	主査・副主査	副主査・主任	課長・課長補佐主査・主任	副主査・主任
2級	主事・技師	360人	主任・主事	主事・指導員	主事	主事・技師
1級	主事・技師	180人	主事・技師	主事・指導員	主事	主事・技師
	合計	3,484人				

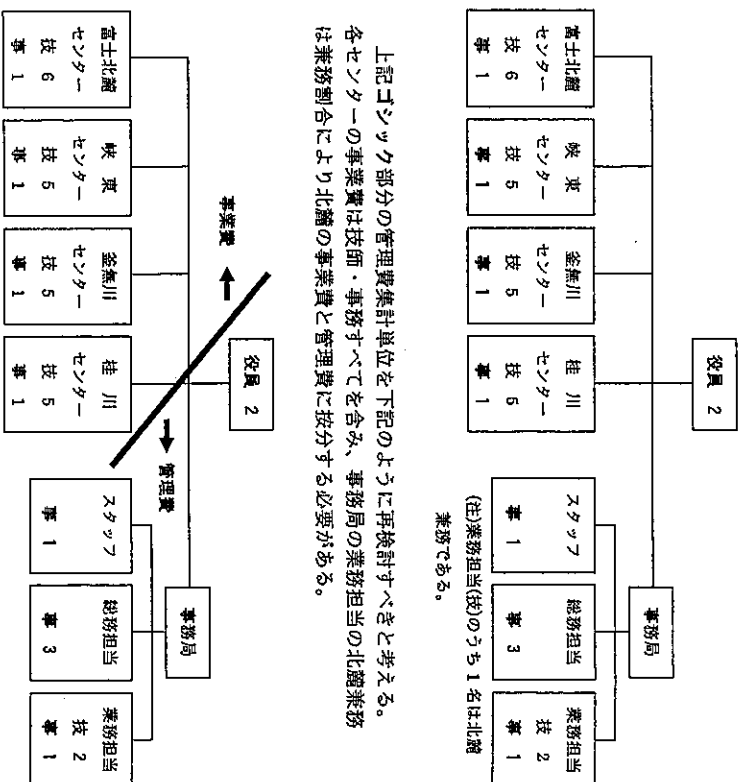
(財)山梨県下水道公社の給料は、昭和61年の設立時における市町村の職員の給料を参考にしたものと考えられるが、設立後20年以上を超過し50歳を超える職員もいる中で、職務内容による級が3級どまりとなっている。現在の給与制度では、職員の勤務意欲を阻害することも考えられ、業務効率の低下も考えられなくはない。従って、責任ある職務を行うプロパー職員の役割を担うなど、他の出資法人の状況も勘案しつつ給与制度の見直しが必要と考えられる。

(財)山梨県下水道公社

18- (8)

(財)山梨県下水道公社の経常費用の中に含まれる事業費と管理費の集計について、現状、管理費は人件費のみ集計しているが、管理部門で発生する経費(報償費、旅費、備用費、役務費、委託料)は事業費から管理費に抵充する必要がある。また、各センターの事業費の中の人件費について、技師職のみを集計せず、事務職を含めて集計するよう再検討する必要がある。

- (1) 現状は管理費を事務職の人件費のみ集計しているが、管理費は人件費だけでなく経費(報償費、旅費、備用費、役務費、委託料)も発生しているので、当該発生額を事業費ではなく、管理費として集計し計上すべきである。
- (2) 現状の管理費の中に含まれる人件費は、組織図的には下記のコンツクの部分である。下記の技は技師、事は事務職を意味する。



上記コンツク部分の管理費集計単位を下記のように再検討すべきと考える。各センターの事業費は技師・事務すべてを含み、事務局の業務担当の北麓業務は業務割合により北麓の事業費と管理費に按分する必要がある。

山梨県住宅供給公社

19-(1)

山梨県住宅供給公社の賃貸宅地(帳簿価額57億円、時価28億円)について、減損会計処理基準に基づいて減損の兆候が発生しているかどうかで公社と監査人の意見が対立したものであり、減損の兆候が発生しているとすれば、公社は約15億円の減損損失を計上することが必要となる。

山梨県住宅供給公社は、平成17年4月1日に制定された「地方住宅供給公社に係る減損会計処理基準」(公社)全国住宅供給公社等連合会会計基準委員会事務局の見解)等に基づき、双葉・響が丘における公社保有の土地で、A社他6社に貸している賃貸資産である賃貸宅地について、平成19年度決算において「減損の対象資産であるが、継続して一定の収益が確保されており、減損の兆候が発生していない。」と判断している。

(社)全国住宅供給公社等連合会会計基準委員会事務局によれば、識別基準の一つとして掲げる会計基準第7第4号の「資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと」及び注13の「少なくとも市場価格が帳簿価格から概ね50%以上下落した場合」は、販売用資産を含む土地資産の場合における「減損の兆候」の識別の重要な要素とし、賃貸資産については、会計基準第7第1号を優先し、「継続的に一定の収益がある場合」には減損の兆候がないとの判断が出来ると指導している。

しかし、一般的な企業会計における減損の兆候の認識によれば、現状、帳簿価額57億円、時価28億円で下落率は50%を超えているため、「時価が取得価額より著しく下落しており、減損の兆候がある。」と判断される。地方住宅供給公社に係る減損会計処理基準第7(減損の兆候)第4号で例示として「資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと。」が示され、また、同注13で「著しく下落したこと」とは、少なくとも市場価格が帳簿価額から概ね50%以上下落した場合が該当するとあるが、公社ではこの4号の例示より1号の例示が優先すると解釈している。賃貸資産について減損会計処理基準第7第1号の識別要素「継続して一定の収益が確保されている」かの判断においても、平成19年度の収益は45百万円であり、この利益をもって当公社の投下資本を回収するには128年かかる(土地代時価28億円を除き含み損を回収するのに64年かかる。また、当該賃貸宅地の事業用借地権の公正証書による存続期間は20年である。)等総合的に勘案すると対象資産に減損の兆候がないとは断定できない。この考えによると、当該賃貸宅地の減損損失は、約15億円と試算されるため、減損損失を決算書に反映する必要があると考える。

(1) 双葉・響が丘における公社保有の土地でA社・B社等に貸している賃貸宅地は、次のとおりである。地図上では、利便施設A・B・C・D・E・Fとして表示されている。

平成18年度の固定資産税評価額

区画	貸借先	地積	公正証書による存続期間	公社の帳簿価額	固定資産税評価額を0.7で割り戻した公示地価相当額
A-A地区	AH	13,728.91㎡	H14.9.30~H34.9.29	57億円	28億円
A-B地区	BH	12,990.92㎡	H14.9.30~H34.9.29		
B地区	CH	10,291.54㎡	H14.9.30~H34.9.29		
C地区	DH	10,102.99㎡	H14.9.30~H34.9.29		
D地区	EH	999.24㎡	H16.7.17~H35.7.16		
E地区	FH	2,478.77㎡	H17.8.19~H37.8.18		
F地区	GH	2,266.80㎡	H16.2.1~H35.1.31		
合計		52,867.96㎡		5,753,642,760円	2,843,313,677円

(2) 公社会計基準委員会の見解によると次のとおりである。

公社会計基準委員会の見解では、この「兆候の識別」要素は、公社会計基準における勘定科目の事業用土地資産(将来、販売用不動産となり得る資産を含む土地資産)において、減損会計処理基準第7第4項に基づく「減損の兆候」の重要な要素となるが、賃貸事業資産である賃貸宅地の「減損の兆候」の判断は、土地の価格の評価のみで判断するのではなく、「減損会計処理基準第7第1項に基づき、その事業利益が当期及びその前後にマイナス又はマイナスの見込みがなく、「継続して一定の収益」がある場合には、「減損の兆候」がないものと判断できるとしている。

公社会計基準委員会の見解では、減損会計は将来の損失を認識することにも、管理会計的な視点が重要とされ、その事業を実施することで、一定の収益が確保され、安定経営により継続したサービスの提供が行われるかの検証が重要とされている。

この場合、「一定の収益による安定経営」とは、本収益を含む長期の資金計画において資金ショートが生じず、対象事業により安定した経営が可能な収益が確保されることを意味している。

当公社の場合、公社運営の健全化を図るべく長期の資金計画を踏まえた経営計画を策定する中で取組を進めているところであるが、分譲事業資産の固定資産評価面損により生じた累積欠損金については、県からの補助金による補填で解消することとしている。

また、賃貸宅地など各々の事業に係る投資額は、それぞれの事業収益で回収する計画となっており、賃貸宅地の賃貸事業は、将来的にも賃貸事業用資産として保有することとしていることから、一定の収益により安定経営がなされる事業と考えている。

なお、公社減損会計基準では、毎年度減損の識別を行うこととなっており、事業別損益において「一定の収益」がある時点では減損の兆候がないと判断

きることになっているが、将来的に対象事業資産の売却など対象物の状況が変わり、事業損益の悪化が見込まれる場合には、必ず減損を認識することとなっている。

(3) 地方住宅供給公社に係る減損会計処理基準第2では、次のように規定されている。

適用範囲
第2 この基準は、地方住宅供給公社（以下「公社」という。）が固定資産の減損処理を行うに当たって、公社に適用される一般のかつ標準的な減損処理の基準を示すものであり、公社会計基準及びこの基準に定めのない減損会計処理については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。（注1）

上記を受けて住宅供給公社に係る減損会計処理基準注解第1総則関連で次のように規定されている。

（注1）一般に公正妥当と認められる会計の基準について

この基準は、企業会計審議会から平成14年8月に公表された「固定資産の減損に係る会計基準の制定に関する意見書」及び企業会計基準委員会から平成15年10月に公表された「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下、総称して「減損会計基準等」という。）に準拠しつつ、公社の事業等の特性及び留意点を考慮し、必要な修正を加えたものである。
なお、この基準は、公社が減損処理を行うに当たり共通に適用される一般のかつ標準的な減損処理の基準を示すものであり、公社は法令及びこの基準に定めのない会計事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うこととなる。

★減損損失の兆候について、地方住宅供給公社に係る減損会計基準第7では、公社は減損の識別にあたって、「継続して一定の収益がある場合」の一定収益を、利益によって投資額が回収できる程度のもとし、公社事業の特性等から、「継続して一定の収益がある場合」には減損の兆候がないと判断している。

（減損の兆候）

第7 資産又は資産グループについて、減損の兆候（減損が生じている可能性を示す事象）があるかどうかの識別を行う。
この減損の兆候とは、以下の事象に該当する場合をいう。
① 資産又は資産グループの事業活動から生ずる損益が、継続してマイナス

となっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること
② 資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生じる見込みであること
③ 資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること
④ 資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと（注13）

しかし、双葉・響が丘における公社保有の賃貸宅地は、

現状の投資額	5,753,642,760円
平成19年度の利益額	45,038,195円
投下資本の回収年数	5,753,642,760円 ÷ 45,038,195円/年 = 128年間

これは、事業用借地権契約の現状20年の6倍以上であり、一世紀を超えるものである。

また、帳簿価額5,753百万円<市場価格2,843百万円（.:50%以上の下落である。）

さらに、市場価格の基礎となっている固定資産税課税額は、平成18年度のものであり、現在はさらば下落している。

このような状態は、一般的な企業会計では減損の兆候がないとは言えないと解する。

(4) 山梨県住宅供給公社は、減損の兆候はないと判断しているが、減損損失の認識の判定のシミュレーションも次のように計算し、その場合でも減損損失は認識しなくてよいとしている。

★山梨県住宅供給公社の減損損失の認識判定のシミュレーション

	20年以前	割引前将来キャッシュフロー	2,292百万円
割引前のキャッシュフロー	21年目以降	(残存期間-20年)の割引後将来キャッシュフロー	1,751百万円
	終価(売却)	(残存期間-20年)年数経過時点の割引率0.815	2,248百万円
	計		6,292百万円
認識判定		5,753百万円<6,292百万円	NO

このシミュレーションは、経済的残存使用年数を、(社)全国住宅供給公社等連合会計基準委員会の「土地のみを賃貸する場合の経済的残存年数は、期間満了後に土地を譲渡する特約がない限りにおいては、当該土地の活用方針などにより適切な経済的残存使用年数を定めることができる。」とする見解に基づき、山梨県住宅供給公社は当該土地を譲渡することを予定はなく、経営計画等にお

いて、将来的に活用を継続することを前提としたものである。
 しかし、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成14年8月9日企業会計審議会)に基づき、減損損失の認識判定を行うと以下のとおりとなる。

★一般的な企業会計における減損損失の認識の判定

20年以前	割引前将来キャッシュフロー	2,339百万円
割引前の21年目以降	(残存期間-20年)の割引後将来キャッシュフロー	—
キャッシュフロー	(残存期間-20年)年数経過時点の割引率0.815	2,248百万円
計		4,587百万円
一般的な企業会計における認識判定	5,753百万円<4,587百万円	YES

(根拠規定)「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」四、2 減損損失の認識と判定 (2) 減損損失の認識②
 減損損失を認識するかどうかを判定するために見積もられる割引前キャッシュ・フローは、少なくとも土地については使用期限が無限になりうることから、その見積期限を制限する必要がある。また、一般的に、長期間にわたる将来キャッシュ・フローの見積りは不確実性が高くなる。このため、減損損失を認識するかどうかを判定するために割引前将来キャッシュ・フローを見積る期間は、資産の経済的残存使用年数又は資産グループの中の主要な資産(資産グループの将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産をいう。)の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方とする。

一般的な企業会計による判定	帳簿価額 5,753百万円	>	将来キャッシュフロー 4,587百万円	減損を認識すべきである。
---------------	---------------	---	---------------------	--------------

★一般的な企業会計における減損損失の測定

使用価値	割引後将来キャッシュフロー	2,037百万円	継続使用から生ずる将来キャッシュフローの現在価値
	終価(売却)	2,248百万円	将来時点の正味売却額
回収可能価額		4,285百万円	資産の評価額

★一般的な企業会計における減損損失額

減損損失前帳簿価額	5,753百万円	減損後帳簿価額	-4,285百万円	減損損失	=1,468百万円
-----------	----------	---------	-----------	------	-----------

(5) 山梨県は、山梨県住宅供給公社における下記損失金46億円を穴埋めするために平成17年度から平成36年度までの19年間にわたって、毎年2億4千万円を分譲事業支援補助金として補助を行っている。平成17年から平成20年度において既に2億4千万円ずつ補助を実行済みである。
 平成16年度の繰越欠損金 1,055,067,919円
 平成17年度の固定資産等評価損 3,381,051,016円
 平成17年度の減損損失 162,390,526円
 合 計 4,598,509,461円

上記経営計画は、平成14年度に制定された地方住宅供給公社会計基準により、分譲事業用資産に強制評価額を適用したためのものである。

しかし、仮に平成17年度に制定された地方住宅供給公社に係る減損会計処理基準により、双葉・響が丘の賃貸住宅地に減損会計を適用し、減損損失を約15億円計上せざるを得ないとした場合、従前と同じ事業支援補助金で対応するのであれば、残り15年間にわたって毎年1億円ずつ補助金を増加し、現状の2億4千万円から3億4千万円にすることも考えられる。

また、下記は平成20年12月6日の日本経済新聞の記事であるが、住宅供給公社等の債務整理のため特例で地方債を発行し、国が利子負担の一部を地方交付税で支援することも検討されている。

総務省の「債務調整等に関する調査研究会」(座長・宮崎淳北大教授)は5日、第三セクターの破綻処理に関する報告書をまとめた。地方自治体が三セクの債務を肩代わりする場合、地方債を発行できる特例を設けるよう要請した。最大五年間の時限措置とし、短期間で集中的に処理できるようにする。これを受けて総務省は三セク処理の指針を作成し、地方債に関する法律も見直す。

特定の対象となるのはレジキュー施設などを運営する三セクと、住宅の供給・道路・土地開発を担う地方公社。2008年度決算から地方財政健全化法を適用するため、経営難の三セクが抱える債務をどう処理するかが課題になっていた。報告書では三セクの処理にあたって、経営責任を明確にすることが要請。自治体が住民に対し、事業の整理が最善の手段だと説明することも必要と指摘した。地方債発行で賄う経費を限定するよう求めた。自治体の負担を軽くするため、国が利子負担の一部を地方交付税で支援する必要があるとした。

山梨県住宅供給公社

19-(2)

決算報告書の注記事項「重要な会計方針」に記載している内容が実態と異なっているものおよび表示が適切でないものがあった。

- (1) 計画修繕引当金 37 百万円は実態と異なったものが計上されているので取崩すか適切に修繕引当金を計算すべきである。
- (2) 貸倒引当金は、重要な会計方針とおり計上されていない。現状 16 百万円であるが、正しくは 20 百万円と考えられる。
- (3) 「固定資産の減価償却の方法」①賃貸事業資産の記載および平成 17 年度に会計方針の変更の記載がない。②有形固定資産の記載の問題がある。
- (4) 有価証券を 3 億円保有しているが「有価証券の評価基準および評価方法」の記載がなく、また、地方住宅供給公社会計基準に準拠した会計処理となっていない。

(1) 計画修繕引当金は、公社の「重要な会計方針」の「引当金の計上基準」で次のように記載されている。

計画修繕引当金
賃貸住宅資産の経年劣化等に対処するために、将来の一定期間内に計画的に実施する修繕工事に要する費用の総額（計画総額）を基礎として計上する。毎期、計画総額と計画修繕引当金の期末残高の差額を、当該一定期間内に均等に配分した額を繰入れている。

実際は

山宮南団地の除去費は、①1,000 千円/戸とすると全体で 152,000 千円となる。②平成 34 年度までに計画修繕費として 85,000 千円を引当てる。③除去費の不足分は、152,000 千円-85,000 千円=67,000 千円となる。この 67,000 千円について、減損損失の将来時点の正味売却額算定の資料としている。

この中で②平成 34 年度までに計画修繕費として、85,000 千円を引当てる計算明細もなく裏議書で承認された形跡もない。実際は平成 34 年度の団地の除去費であり、修繕工事に要する費用ではない。

従って、現在の計画修繕引当金を取崩すか、今後の公社保有の団地について計画修繕費を見積り計上することが必要である。

(2) 貸倒引当金は、公社の「重要な会計方針」の「引当金の計上基準」で次のように記載されている。

貸倒引当金
管理事業収入未収金、長期事業未収金、その他これに準ずる債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権及び貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上している。

公社では山梨県住宅供給公社引当金算定の実施要領を平成 20 年 3 月 27 日に定め、債権を A 債権（正常先）、B 債権（要注意先）、C 債権（破綻懸念先）、D 債権（実質破綻先）の 4 区分としている。

そして、実質破綻先の引当率は 100%としている。某債権は、未回収額が 16 ヶ月 11,096,128 円となっている。債権は法的措置（家賃差押）で補充されているが、債務者からの返済は行われていない。現状では 50%の貸倒引当金を計上しているが、実質破綻先債権と考えられるため 100%を計上すべきである。

(3) ①重要な会計方針の「固定資産の減価償却の方法」のところで、平成 17 年度に賃貸事業資産の減価償却の方法を変更したが、その変更が地方住宅供給公社会計基準注解（注 4）に準拠しておらず全く記載がなかった。

地方住宅供給公社会計基準注解（注 4）継続性の原則について、次のように規定されている。

「正当な理由によって、会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び影響の内容を注記しなければならない。」としている。平成 17 年度の公社の変更内容を示せば次のとおりであるが、一切記載がなかった。（会計方針の変更）

賃貸事業資産の減価償却方法について、従来は年金法を採用していたが、当期から定額法に変更している。この変更は、地方住宅供給公社会計基準の改正により当期から定額法を採用することも認められることになったことを契機に、当社の賃貸事業資産の減価償却方法の妥当性を改めて検討した結果、定額法により減価償却費計算を行うことが期間損益をより適切に表示すると判断し変更したものである。

これに伴い、従来の方法によった場合に比べ、事業利益、経常利益及び当期利益はそれぞれ〇〇百万円程度増加している。

②「固定資産の減価償却の方法」の現状の表示と正しい表示を対比形式で示せば、次のとおりである。

現 状	適正な表示
固定資産の減価償却の方法 (1) 賃貸事業資産 定額法 ・耐用年数：鉄骨鉄筋コンクリート造りの住宅 50 年 (2) 有形固定資産 記載なし	固定資産の減価償却の方法 (1) 賃貸事業資産 建物等資産・償却方法：定額法 ・耐用年数：16 年～18 年 (2) 有形固定資産 建物等資産・償却方法：定額法 ・耐用年数：15 年～24 年 その他有形固定資産 ・償却方法：定率法 ・耐用年数：5 年～15 年

山梨県住宅供給公社

19-(3)

(4) 有価証券を3億円保有しているが、「有価証券の評価基準及び評価方法」の記載がなく、また、地方住宅供給公社会計基準に準拠した会計処理となっていない。

現 状	適正な表示
全く記載がない	有価証券の評価基準及び評価方法 償却原価法によっている。

地方住宅供給公社会計基準第22に次の記載がある。

(有価証券の計上基準)

第22 有価証券については、原則として購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表額とする。

なお、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。

ただし、時価のある有価証券については、時価が取得原価よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額としなければならない。

地方住宅供給公社会計基準注解13で、次のように規定されている。

(注13) 有価証券の評価について

1 償却原価法とは、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、当該差額に相当する金額を償還期に至るまで毎期一定の方法で貸借対照表に加減する方法をいう。なお、この場合には、当該加減額を受取利息に含めて処理する。

2 時価のある有価証券について、時価が取得価額よりも下落した場合に時価をもって貸借対照表価額とする場合は、洗替方式により当期の損益として処理する。

3 有価証券について時価とは、公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場(「市場価格」という。)に基づいた価額をいう。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とする。

従って、有価証券の取得価額299,850,000円と債券金額300,000,000円との差額について償還期限10年なので、次の修正仕訳が必要となる。

(借方)	(貸方)
長期有価証券 15,000円	受取利息 15,000円

(1) 有形固定資産の建物等資産および減価償却累計額の金額が減価償却の総計の集計ミスにより85,979円少なく計算され、また、減価償却累計額の繰越を誤ったため52,250円少なく計算されていた。減価償却の正しい計算を行うことが必要である。

(2) 業者に建物を建ててもらい、公社の土地とともに販売する建売分譲において、公社が業者から購入する建物は消費税の課税処理されているが、外構工事は非課税処理されている。外構工事は課税処理する必要がある。

建物等資産の明細は、次のとおりである。

名称	取得価額	平成19年度減価償却費	平成19年度末減価償却累計額	期末残高
A	1,045,000	0	940,500	52,250
B	1,280,000	46,494	991,872	238,128
C	17,471,526	974,911	4,488,342	13,003,184
D	540,113	32,082	94,302	445,811
E	1,528,250	125,716	768,636	769,614
F	2,904,834	238,957	1,460,993	1,443,841
G	1,502,732	186,336	977,241	525,491
H	556,500	溜れ 85,979	85,979	470,521
合計	26,778,955		16,938,840	

平成17年度末の繰越額992,750円と比べて少ない。

IELTA. 1,640,475 IELTA. 9,840,115

従って、平成19年度は減価償却費の計上漏れが85,979円であり、また、貸借対照表上に計上されている減価償却累計額が52,250円少なく表示されていた。

建物分譲の時、業者から購入したある建物は、次のとおりである。

建 物	267,565,000円 (うち消費税12,740,714円)
外構工事	48,771,850円 (うち消費税2,322,469円)

上記の外構工事48,771,850円を消費税込みで非課税処理を行っているの課税処理とすることが必要である。

但し、公社は建物の購入時の外構工事を消費税込みで非課税処理しているが、販売時にも外構工事について非課税処理を行っている。このため、課税売上割合および期を超えて販売する場合に影響額が発生することになる。公社にとって外構工事を正しく課税処理することが有利と考える。

平成19年度の外構工事は25件で総額48,771,850円(うち消費税額は2,322,469円)であった。

山梨県住宅供給公社

19- (4)

県営住宅の遊具点検を平成20年3月5日に実施した結果、D判定(重要な部分に異常、又は全体に老朽化。至急対応が必要。)を受けたものが76件あり、業者より平成19年度遊具点検結果に基づき、Dランク補修について優先順位が付けられた(20年4月1日現在)。それによると大至急【レベルⅠ】が25件、至急【レベルⅡ】が23件、早急【レベルⅢ】が27件となっていたが、平成20年12月17日現在5件補修撤去がなされたのみである。Dランク評価を受けたものは子供の安全確保のため、早急に補修撤去を行う必要がある。また、消防用設備等点検結果(平成19年10月、平成20年3月)によると3住宅において、非常警報設備が不良となっていた。早急に補修・修理をすべきである。

県営住宅は山梨県に95団地(7,658戸)があり、山梨県住宅供給公社は県営住宅等管理業務を515,814,090円で受託している。「山梨県営住宅等管理業務仕様書」をみると18の項目の業務を行うことになっており、11番目の項目に次のものがある。

11. 施設の維持管理業務(保守点検及び修繕)

(1) 保守点検(別記とあるのは、別記個別の業務仕様書がある。)

××××

遊具施設保守点検業務(別記)

消防用設備等維持管理業務(別記)

(別記)遊具施設点検業務仕様書

I 点検業務

点検業務は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の維持管理段階の項に基づき確実な安全点検を実施すること。

II 緊急時対応業務

緊急的な事故等が発生した場合には、速やかに原因調査をし、使用禁止等必要な措置を講ずること。

III 修理等

IからIIまでの業務の遂行にあたり安全上必要と認められる場合は修理を行うこと。

平成19年度遊具点検結果に基づき、業者よりDランク補修について優先順位が付けられ、大至急がレベルⅠ、至急がレベルⅡ、早急がレベルⅢとしたものが下記のとおりである。

山梨県住宅供給公社補修優先リスト 大至急 【レベルⅠ】

住宅No.	住宅名	製品	基数	概算費用【木工事費】	工種
03-1	伊勢住宅 集会所脇	スラット渡り	1基	89,900	撤去工
03-2	伊勢住宅 2号棟前	懸垂平行棒	1基	135,100	補修工
5	千原南住宅	小型4人用フランク 4外無	1基	217,400	補修工
08-3	小瀬住宅 集会所脇	スラット遊具	6基	108,400	撤去工
09-3	和戸住宅 集会所脇	大型4人用フランク 4外無	1基	143,500	補修工
10-3	玉川住宅 28号棟前	複列ローラー	1基	23,500	撤去工
10-4	玉川住宅 30号棟前	4人用フランク	1基	25,000	撤去工
10-4	玉川住宅 30号棟前	2面鉄棒	1基	23,000	撤去工
13-2	福祉村住宅 F棟前	技型フランク 4外無	1基	68,100	補修工
13-3	福祉村住宅 集会所脇	技型フランク	1基	45,800	撤去工
19	田島住宅	フック遊具 コツラ	1基	266,200	補修工
19	田島住宅	小型4人用フランク 4外無	1基	222,000	補修工
22	楢形小笠原住宅	大型4人用フランク	1基	747,100	撤去・新設工
36-1	富士見住宅 5・6号棟間	大型フランク 4外無	1基	483,000	補修工
38	三株住宅	技型2人用フランク 4外無	1基	122,500	補修工
43	増穂住宅	技型2人用フランク 4外無	1基	79,700	補修工
45	中富住宅	フラスコハンズ 背付・1.8m	1基	9,300	撤去工
51	増穂天神住宅	2人用フランク 4外無	1基	287,400	補修工
56	旭住宅	大型4人用フランク 4外無	1基	247,700	補修工
56	旭住宅	象型滑り台	1基	322,500	補修工
59	日野春住宅	2人用フランク 4外無	1基	120,600	補修工
61-1	高根住宅 3号棟前	弓型ローラー	1基	245,800	補修工
62	白州住宅	2人用フランク 4外無	1基	109,600	補修工
65	双葉住宅	複列ローラー	1基	21,800	撤去工
66	明野ツツジ丘住宅	弓型ローラー	1基	266,200	補修工
71	権現原住宅	技型2人用フランク 4外無	1基	122,500	補修工
合計			31基	4,553,600	

山梨県住宅供給公社補修優先リスト 至急 【レベルII】

住宅No.	住宅名	製品	基数	概算費用【本工事費】	工種
03-2	伊勢住宅 2号棟前	FRP小動物 ケーパハンチ	2基	36,900	撤去工
07-4	黄川住宅 28号棟棟	44ヶ 3ヶ	1基	15,600	撤去工
07-4	黄川住宅 28号棟棟	X型ハンチ 背無1.5m	2基	9,300	撤去工
09-3	和戸住宅 集会所脇	リッパスライド	1基	437,000	撤去工
10-1	玉川住宅 15号棟前	背伸ばし台	2基	35,400	撤去工
10-3	玉川住宅 26号棟前	富士型滑り台	1基	47,200	撤去工
10-4	玉川住宅 30号棟前	富士型滑り台	1基	47,200	撤去工
19	田島住宅	S字コブハンチ	1基	49,800	撤去工
24	上井尻住宅	2人用フランク	1基	117,500	補修工
27	東山梨住宅	大一流滑り台	1基	44,800	撤去工
28	ぶどうの里住宅	背伸ばし台	1基	19,700	撤去工
32	石和住宅	コブリト遊具 ケーパハンチ	2基	24,600	撤去工
35-1	一宮住宅 1号棟棟	複列ハンチ	1基	7,500	補修工
38	三塚住宅	フラスコハンチ 背付1.8m	1基	7,600	撤去工
41	岩間平住宅	号型ハンチ	1基	243,500	補修工
44	青柳住宅	ケリアルハンチ	1基	50,500	撤去工
47	青柳第二住宅	馬頭型ハンチ	1基	18,900	撤去工
63	牧原住宅	3間鉄棒	1基	26,500	撤去工
71	権現原住宅	象型滑り台	1基	240,700	補修工
72	熊井戸住宅	背伸ばし台	1基	19,700	撤去工
73	河口湖住宅	馬頭型ハンチ	1基	18,900	撤去工
77	富浜住宅	大一流滑り台	1基	165,700	補修工
78	石盛住宅	馬頭型ハンチ	1基	18,900	撤去工
合計			27基	1,706,400	

山梨県住宅供給公社補修優先リスト 早急 【レベルIII】

住宅No.	住宅名	製品	基数	概算費用【本工事費】	工種
02-1	塩部第二住宅 K棟前	背のぼしハンチ スワンス	1基	321,000	補修工
03-2	伊勢住宅 2号棟前	象型滑り台	1基	485,700	補修工
03-2	伊勢住宅 2号棟前	ハコウ 円形	1基	[147,900]	撤去工
09-3	和戸住宅 集会所脇	肋木鉄棒	1基	134,800	撤去工
09-3	和戸住宅 集会所脇	背のぼしハンチ スワンス	2基	642,000	補修工
13-2	権社村住宅 F棟前	フラスコハンチ 背付1.8m	2基	227,400	補修工
16	豊住宅	4人掛け用ハンチ	1基	13,900	撤去工
19	田島住宅	モリハンチ 背付1.2m	1基	101,900	補修工
19	田島住宅	段差ハンチ	2基	28,200	撤去工
25	栗生野住宅	背無ハンチ 1.5m	2基	114,600	補修工
25	栗生野住宅	回転自転車	1基	43,700	撤去工
32	石和住宅	一回転滑り台	1基	153,800	撤去工
32	石和住宅	背無ハンチ 1.8m	4基	28,400	撤去工
34	八代住宅	背付ハンチ 1.8m	2基	217,000	補修工
39	下郷住宅	2人用フランク	1基	113,800	補修工
45	中宮住宅	フラスコハンチ 背無1.5m	4基	255,700	補修工
46	坂次北部住宅	3/4回転滑り台	1基	118,100	撤去工
49	身延住宅	大一流滑り台	1基	320,700	補修工
56	旭住宅	フラスコハンチ 背付1.2m	4基	141,100	補修・撤去工
56	旭住宅	フラスコハンチ 背付1.8m	4基	250,400	補修・撤去工
56	旭住宅	フラスコハンチ 背無1.5m	4基	105,200	補修・撤去工
63	牧原住宅	3/4回転滑り台	1基	118,100	撤去工
63	牧原住宅	背無ハンチ 1.5m	2基	67,300	補修・撤去工
71	権現原住宅	フラスコハンチ 背付1.2m	4基	25,300	撤去工
71	権現原住宅	フラスコハンチ 背無1.5m	3基	132,500	補修工
72	熊井戸住宅	回転自転車	1基	43,700	撤去工
72	熊井戸住宅	背無ハンチ 1.5m	1基	57,900	補修工
合計			53基	4,822,200	

上記★印については、平成20年5月・6月に補修・撤去が行われたが、それ以外ものは平成20年12月17日現在補修・撤去が行われていない。

(別記) 消防用設備等維持管理点検業務仕様書

業務内容
消防設備の点検は「消防設備等の点検の基準及び消防設備点検結果報告書」に添付する点検表の様式に定めるところにより適正に行い、必要に応じて、保守・修理その他の措置を講じるものとする。
対象とする消防設備は、避難器具、自動火災報知器、防火・防排煙設備等である。

消防用設備等点検結果で問題となる団地は、下記のとおりである。

<樹形小笠原団地>

設備名	点検結果	
	判定	不良内容
自動火災報知器	不良	ドアホン 非常時ランプ不点滅
非常警報設備	不良	B・T不良 2

上記は平成19年10月19日のもので、平成20年3月26日のものは上記に加え、非常警報設備B・T不良が3となっていた。

<県営住宅和戸団地5号棟>

設備名	点検結果	
	判定	不良内容
非常警報器具および設備	不良	8階西側、非常警報複合装置、内蔵電池確認灯が点灯しない。

上記は平成19年11月5日のもので、平成20年3月17日のものも同じ状態である。

<諏訪北部団地>

設備名	点検結果	
	判定	不良内容
非常警報設備	不良	B・T不良 1 ランプ不良 1 表示灯破損 1

上記は平成19年10月16日のもので、平成20年3月28日のものも同じ状態である。

山梨県住宅供給公社

19-1(5)

- 現在は、山梨県営住宅および山梨県特定公共賃貸住宅の管理に関する協定が1年更新となっているため、住宅供給公社が県営住宅管理業務のために必要な業務を外部に委託する際にも1年契約を結ばなければならない結果、事務作業が非効率となっている。基本協定が5年となっているため、公社が長期的な契約を結ぶことを可能にして、経費節減に資するべきである。
- 本来費用として計上すべきもの257,915円について未払計上がなされていなかった。

山梨県と山梨県住宅供給公社は平成18年2月20日に「山梨県営住宅及び山梨県特定公共賃貸住宅の管理に関する基本協定書」を締結し、平成18年4月1日から、平成23年3月31日までの5年間で最大3,022,797,000円の管理代行契約を締結している。

しかしながら、その一方で「平成〇〇年度山梨県営住宅及び山梨県特定公共賃貸住宅の管理に関する協定書」を毎年4月1日に締結して単年度の受託契約を結び、毎年度の委託額を決定している。

この結果形式上は単年度の契約となっており、住宅供給公社側でも、県営住宅管理業務に必要な委託契約を単年度でしか契約できなかったために以下のような弊害が生じている。

まず、第一がエレベータ保守契約のように設置業者に随意契約せざるを得ない委託に関しても、単年度契約とせざるを得ず、長期契約と比較すると割高となっている可能性がある。このような長期間にわたる保守契約等は長期契約を行えるようにして、事務処理の効率化と経費節減につとめるべきである。また、多くの委託契約が3月31日曜日となってしまうため、多数の換収を1人で3月31日に行っており、3月31日の換収にかかる事務量が過大となっている。

このように長期の基本協定が締結されているような場合には、約子定期に単年度契約とするのではなく、長期契約にして、契約事務負担、契約額等を軽減することができるように柔軟な体制を検討する必要がある。

以下の費用について本来費用として計上すべきものが計上されなかった。

	未払計上すべき額	3月期対応
自動車リース料	25,540円	3月分
ネット使用料	12,075円	3月分
PCハッチ使用料	36,300円	19年度分
ホームページ制作・管理料	164,000円	19年分
合計	257,915円	

可能な限り原則通り未払計上すべきである。

山梨県住宅供給公社

19- (6)

現在は特定優良賃貸住宅については、住宅供給公社が管理している部屋についてだけ状況を把握しているが、管理していない部屋の空き室状況については把握されていない。

特定優良賃貸住宅は住宅金融公庫の融資資金（ファミリー賃貸住宅建設資金）により建設が行われ、住宅供給公社が債務保証を行い、住宅のオーナーから償還金を受け取って住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）に返済するものである。制度が発足した当時山梨県内にはほとんどファミリー向けの賃貸住宅がなかったためとして必要な施策として実施されたものである。

住宅供給公社は、設計の精査、工事監理を行い監理手数料を受け取ることに、住宅供給公社を通じて入居申し込みを行い入退去の管理、家賃補助の事務手数料として契約家賃の6%の手数料をもらうものである。

現在同制度を利用して建設された賃貸住宅の総戸数は297戸であり、そのうち公社が管理している戸数は73戸で割合は25%である。それゆえ、公社が管理している家賃収入だけでは公庫に対する返済には不足しており、不足分をオーナーに振り込んでもらっている状況である。

当該制度のスキームは本来、賃貸住宅のオーナーが家賃収入を借入返済に充てるというものであり、その借入金に公社が債務保証を行っているものである。19年度末で、債務保証残高は3,283,927,098円あり、現在のところ、不足分の入金は滞っていないものの、あまりに空き室が目立つようだと今後の返済が困難になることも考えられる。それゆえ、実際の空き室状況を把握し、オーナーの返済状況を把握しておく必要がある。

債務保証の状況は以下の通りであり、今後オーナーの資産状況等を注視していく必要がある。

19年度末の債務保証の状況は以下の通りで

	債務保証額		うち返済が滞っているものの借入残高		うち未収金	
	件数	金額	件数	金額	金額	金額
ファミリー賃貸住宅	16件	1,944,004,144	3件	557,974,384		9,895,874
特定優良賃貸住宅	12件	3,283,927,098	-			
	27件	5,177,976,242	3件	557,974,384		9,895,874

(単位：円)

現状では、特定優良賃貸住宅で債務保証を行って返済が滞っているものはないが、ファミリー賃貸住宅に入金の滞っているものがあるため、未収金に計上されているものがある。
昨今の景気動向を考えれば今後いっそう慎重にオーナーの資産状況等を注視していく必要がある。

山梨県住宅供給公社

19- (7)

会計システムの更新を定期的に行うべき必要があるが、現状は行われていない。

総勘定元帳を調査したところ、一部日付の並びがおかしな部分が見られた。具体的には8月20日の次に1月16日以降2月20日までの取引が続き、2月20日の次にまた8月20日の取引が並ぶという具合であった。

日付	伝票番号	相手科目	摘要	税	借方金額	貸方金額	残高
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							
8/20							
1/16							
2/20							

(財)山梨みどり奨学会

20- (1)

育英奨学金の貸付資金は、国を経由して当財団に県から補助金収入が入ってくるが、この資金が過去3年間で151百万円活用されていない。山梨県の経済環境は悪化しており、高等学校に通う子供を持つ保護者の負担を少しでも緩和するためにも育英奨学金貸付制度の利用を促進するよう財団職員が高等学校等に周知徹底を図り、未利用の資金を活用すべきである。

年 度	県からの		左のうち		未利用	
	補助金収入 (A)	奨学金として活用 (B)	資金 (A) - (B)			
平成 19 年度	249,244,000 円	177,516,000 円	71,728,000 円			
平成 18 年度	164,963,000 円	112,071,000 円	52,892,000 円			
平成 17 年度	79,388,000 円	52,326,000 円	27,062,000 円			
合 計	493,595,000 円	341,913,000 円	151,682,000 円			

(1) 奨学金貸与月数 (予定)

国・公立の高等学校等		私立の高等学校等	
自宅通学者	自宅外通学者	自宅通学者	自宅外通学者
18,000 円	23,000 円	30,000 円	35,000 円

(この奨学金は無利子です。)

(2) 奨学金は貸与ですので、卒業後返還することになります。

● 山梨みどり奨学会収入基準額
= 給与支払金額 - 給与所得の場合における控除額 - 特別控除額 (単位:円)

居住地	家族構成 (例)	収入基準額 (注)
一律	4人世帯	2,860,000

一般的な会社社員 (給与所得世帯: 両親、高校生本人、中学生) の例 (単位:円)

給与支払金額	給与所得の場合における控除額 (注)	特別控除額 (就学者控除) (本人県立高校+中学生)	収入基準額
7,900,000	4,600,000	440,000	2,860,000

給与支払金額	給与所得の場合における控除額 (注)	特別控除額 (就学者控除) (本人県立高校+中学生)	収入基準額
8,090,000	4,660,000	570,000	2,860,000

(注) 奨学生の選考及び採用に関する規程による。

(財)山梨みどり奨学会

20- (2)

現在は学生支援機構から配布された、選考システム、貸与システム、返還システムの別々の3つのプログラムによって奨学金の管理を行っている。その結果、決算書上の貸付金残高が各個人別の合計残高としてチェックできる体制になっていない。従って、個人別残高を把握できるシステムを構築する必要がある。

現状では、選考システムで、奨学金の返還者を決定し、実際に貸し付けを行った金額を貸与システムに入力している。貸し付けが終了した時点で、返還システムに取り込み、貸付金の回収を行った分を入力している。

各個人に対する奨学金の残高は、貸付中の個人については貸付システム上の画面で確認し、返還中の個人については返還システムの画面で確認するか方法がなく、全体としての貸付残高を簡単に確認できるシステムになっていない。それゆえ、現状においては、総額としての貸付金残高は把握しているものの、各個人の残高の合計と財務諸表上の貸付金残高とのチェックが行われていない。

来年度から本格的に返還が始まり、これまで以上に各個人の残高、合計としての貸付金残高を把握できる体制を整えておく必要がある。各プログラムはアクセスベースで作成されており、県の情報政策課等と協力すれば、各個人別の奨学金残高を確認できるプログラムの作成はそれほど費用をかけずに可能と思われる。本格的に償還が始まる前に各個人別の奨学金残高と決算書の貸付金残高のチェックができる体制を整備しておく必要がある。